

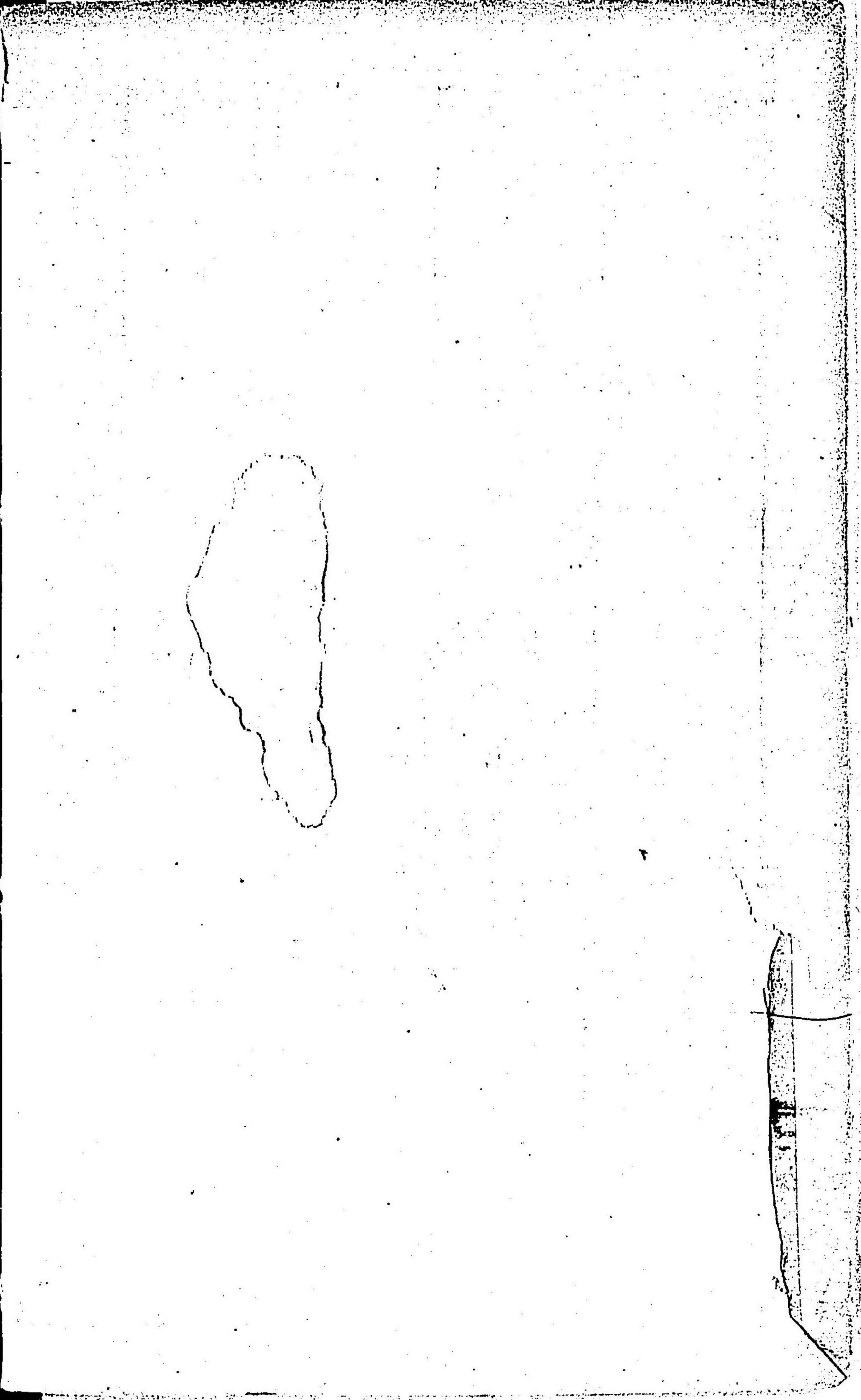
187

296

公事根源新譯
下卷

1

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several columns and is mostly illegible due to the high contrast and grain of the scan.

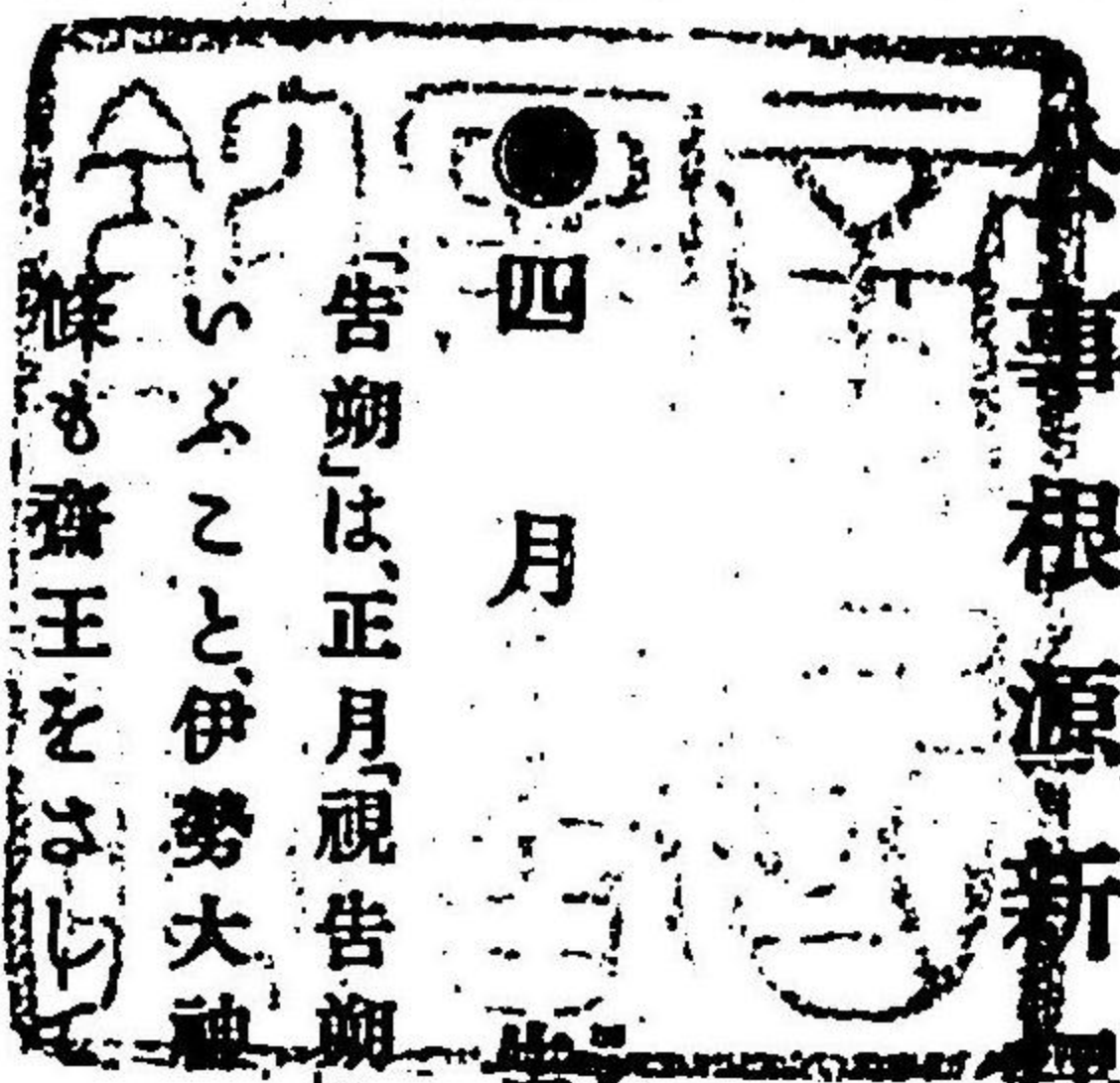


公事根源新釋下卷

四月

告朔

齋院御禊



告朔は正月視告朔の條に委しくいへり齋院は賀茂大神に奉事する齋王の居所をいふこと伊勢大神の齋宮に同じ但し齋王の事を直に齋院ともいへる事多し此の條も齋王をいふことか申しなり齋王は天皇即位の年皇女もしくは皇孫女のうちをトひ定めて齋王とし宮中便宜の所を初齋院として其の居所に充つ當所に於て深齋する事三年の後紫野なる齋院に入り給ふこれを野宮と申す此の時御禊とて鴨河に臨みて御身を清め不淨を祓ひ給ふ式あり其の日は例として四月上旬吉日(おほかた午の日)を選び用ひらるゝによりこゝに掲げられたるなり。

五十九 更衣

けふは衣がへなれば宮中所々の御装束掃部寮あらたむ御殿の御帳のかたひら表すゝしに胡粉にて繪をかき壁代みな撤す御疊なども新しきを敷きかふ御服は御直衣御衣すゝしの綾の御單御張

袴、内藏寮より奉る。女房の衣、あはせのきぬども、衣がへのひとへ、唐衣すゞしなり。裳は上臈薄裳、小上臈うす色常の如し。

御装束とは、衣服のみならず室内の裝飾をもいひて、こゝは几帳壁代の類をさすなり。掃部寮は宮殿を掃除し、几帳屏風等の装置、疊簾等の設備をなす役所なり。これをカモンレウと訓む故は、元はカニモリノツカサと唱へたるにて、太古天祖彦火尊の妃御産の時、海濱の假屋なりしかば、蟹の來たりしを掃はしめしより起りて、遂に殿中掃除の司を蟹守といひ、漢字を掃部とあてたるなり。御帳壁代疊ともに拙著宮殿調度圖解の中に説明したれば、今いはず、かたびらとは裏のなきかたき切をいふ。直衣は主上の御常服なり、以下衣裳の事は、例の装束圖解の中に説きおければ、畧す。すゞしの綾は糊剛くはりたる綾、上臈は二三位の典侍、小上臈は公卿の息女の宮仕してあるもの、是らは禁秘抄釋義の中に委しくいひおけり、薄色とは紫の薄きなり。

六十 孟夏旬 同日

是れは天子夏冬の季のあらたまる始に、臣下に御酒をたび、政をきこしめす義なり。大凡旬には色々あり、内裏新しく造られて後、初めて南殿にて行はせ給ふをば、新所の旬と申し、位に即かせ給ひて、始

めて政にのぞみ給ふをば、萬機の旬と申し、十一月一日、冬至にあたる年行はるゝをば、朔旦の旬と申し、夏の始に行はるゝをば、孟夏の旬と申し、冬の始のをば、孟冬の旬と申すにや。

孟夏の孟は始といふ義、旬とは、年中行事歌合に、すべらきの政に臨み給ふ義なりといへり、朔旦の旬の事は、本書の末十一月一日の條にあれば見合すべし。

此の夏冬のをば、二孟の旬とも申すなり。この孟夏の旬には、二献の後、内侍扇を入れたる柳管を持ちて、御屏風の南のはしに置きたるを、出居の次將とりて、王卿の座の前に着きて、扇を班ち給ふなり。扇の拜とて、いと興ある事にこそ。今は旬の義絶えはて、陣の座にて平座をぞ行ひ侍る。

柳管はヤナイバコと訓む、柳を三角に削りたるを、糸して編みて管に造るなり。宮殿調度圖解の中に圖を出だしたり、夏は扇冬は氷魚を賜はる例とぞ、出居は儀式の時威儀を整ふる爲に、近衛中少將等、南殿の東廂に列坐するをいふ、平座とは、上卿陣座に着いて、藏人をして、從臣に酒賜ふべき由を仰する畧儀の稱なり。

六十一 貢氷 同日

主水司、四月一日より九月つごもりまで、是れをたてまつる。事の起
こりなど氷様の所に申し侍りぬ。

「主水をモンドと稱ふるは、元モヒトリの器語なり。古言飲料の水をモヒといへれば
なり。」

六十二 大神祭 上卯日

是れは上の卯の日に行はる。もし卯の日三つあらば、中のあるべ
し。まづ丑の日使たつ。大原野の如し。この祭、冬は寅の日使たつ。其の
故は、夏は卯の日の暁、冬は夕に祭るが故なり。大神とは、大三輪の神
なり。大物主神の御事なり。

「天野原は、上の二月の所に在り。見合すべし。」

三輪と申す本縁は、いにしへ此の大物主神、活玉依姫といふ女のも
とへ、しのびに通はせ給ひける時、しる人更になかりき。其の女懷妊
に及びて、父母疑ひ怪しむ。誰れ人か常に來ましけると、此の女に問
ひければ、此の日ごろ人の形したるもの、家のやねより來て、我れと

添ひ臥し侍りきと答ふ。父母これを見あらはさんと思ひて、布織る
糸を綜に作りて、針を付けて、女に語りて曰はく、此の度かの神人の
來ましたらむ時、此の針をもて、着たる衣の裾につけよと教へける。
女かの教のまゝにしてつくる。あした糸を看れば、鎰の穴よりとほ
りて、茅渟山吉野山を経て、見室山に止まりけり。此の時始めて大物
主神とは知りぬべし。其の絲繰りわげられて、三わけありしかば、三
輪山とぞ申しける。此の事舊事本紀に見及びし様に覺え侍る。誰れ
誰れも耳なれ侍る事なれば、今更なるやうなれど、黙しがたく一筆
記し侍る事なり。此の祭は、貞觀の比より始まりけるにや。

「茅渟山吉野山」とある所、集釋松下翁の説に、此の吉野山は大和の吉野山に非ず。後世
茅渟の茅を、ヨシと讀み、渟をノとよみ誤りて、舊事紀經茅渟山といふを、一本には入
吉野山と書き、それを又後人經茅渟山入吉野山と述書したるにて、茅渟は和泉の國
にあり。活玉依姫を茅渟の人なりといへるぞ當れる。茅渟吉野を経て、三室山に至ら
むこと、道の順もいかなり。見室山これ即ち三輪山のことなり。舊事本紀は、昔は聖

徳太子の撰といひ傳へたれど近世其の僞托なる事明らかになれり。但し中古以前の作なる事は著し。

六十三 稻荷祭 同日

此の神社建立の縁記又祭の濫觴など所見たしかならず。彼の社の彌宜祝ミヨシイノイハヒの説には、和銅年中元明に始めて伊奈利山にあらはれ給ひけるとかや。或は弘法大師の東寺の門前にて、稻を貢ひたる老翁にあひ給ひけるを、東寺の鎮守に勸請申されたと、申す説も侍るなり。さて稻荷とは、稻を荷ふとかきたるとかや。

「稻荷は、延喜式に山城國紀伊郡稻荷三社とあり。今の深草の稻荷山なり。祭神は倉稻魂クライヌミ神を主とし、父母の神をも合せて三座なり。下に「同日」とあるは必ずや誤なるべし。夫木集に光俊朝臣の歌。

ささらぎやけふ初午のしるしとて稻荷の杉のもとつ枝もなしなどある如く、此の祭は二月上旬の午の日なる事、普く人の知る所なり。さればこゝにも必ず上、午、日とあるべき也。次の山科祭の下に、上、巳、日とあるにつきて、日ヒ、次ツギもよくかなへるならずや。彌宜祝ミヨシイノイハヒ共に神に仕ふる職名、稻イヌひたる云々、こゝは文字に附會したる説ながら、

初めはイナニと稱せしが、轉じてイナリといへるにか。一説には、稻生イヌヒの義ともいふ。そはともかくも、五穀の神として尊崇せし事、古き世よりなりき。

六十四 山科祭 上、巳、日

此の社は、宮道ミヤミチ氏の祖神なり。寛平十年より祭は始まる。

「山科は山城宇治郡勸修寺に在りと、集釋の傍註に見ゆ。宮道氏は日本武尊の兒稚武王ワカヒコの末なる由なれば、其の祖神日本武尊を祭れる事と知らる。

六十五 平野祭 上、申、日

延曆エンリョクにこの神社をば造立ありて、貞觀テイカンに彼の祭禮を始行シヤウキョウせらる。上卿、辨内侍むかふ。近衛將監向ひて見參を取りて、内に参りて奏す。臨時の祭あり。五位の殿上人使をつとむ。近衛の舞人從ふ。御禊あり。御幣など賀茂の臨時の祭の如し。

平野は山城の國葛野郡大北山村平野に在り、見參は現參とかくを正しとす。此の祭の庭に、現に出仕したる人の連名書をいふ。臨時祭は、矢張四月十一月の上の申の日、例祭と同日に行はるゝ定めなり。

此の臨時祭は、寛和元年四月十日より始めらる。彼の時の使は左衛

門、佐藤原、惟成なり。□定めがたし。第一の御殿は、源氏、第二は平氏、第三は高階氏、第四は大江氏、すべて八姓の祖神にてましますなるべし。

「定めがたし」の上文句の脱落ならむ事必せり。この一句前後に續かず。第一は源氏云々この一節、廿二社次第に據られたりと見ゆるが、餘りに略きて記されたり。今これを補はんに、同書には第一、今木神イノキノカミ、源家イノキノカミ、氏神、第二、久度神クドノカミ、仲家ナカノカミ、氏神、第三、古開コノキ、神カミ、仁皇ニノミコ、高階タカノエ、氏神、第四、比賣神ヒメノカミ、大江オホノエ、氏神とある是れなり。さて本文、すべて八姓の祖神とかいれながら、上にあげたる所は第四大江氏までにして、四姓なるはいぶかし。按ずるに此の條も、文句落ちたるならむ。そは廿二社次第には、右の第四の次に、第五縣イノ、神カミ、日ヒ、天アメ、四ヨ、姓セ、氏ノ、神カミ、中原ノハラ、氏ノ、清キヨ、原ノ、氏ノ、とあり。かくてこそ前の四姓に合せて八姓とはなるなれ。かゝれば、本文必ずこの意の文句を落したる事と知るべし。

六十六 松尾祭 同日

此の祭も、貞觀年中に始まる。大寶元年に、秦都理といふ人、始めて神殿を建立しけるとかや。大山咋オホヤマノクヱの神の御事なり。比叡ヒコ、山の神と同體にてましますべし。

「松尾は山城の國葛野郡桂川の西、松尾山下に鎮座する社なり。祭神は本文の如く、山咋神ヤマクヱノカミに市杵島姫命イチキジマノヒメノミコトを合せ祀る。下に同日とあるは、前の平野祭と同じく、上、中、日なれども、集釋にも註する如く、後世は上、酉、日に改まりぬ。年中行事大成に、此の月酉三つあれば、中の酉、日を用ひらる。往昔祭祀上、申、日なりしが、亂世後上、酉、日を用ゆとあり。

六十七 杜本祭 同日

河内國に侍る神社なり。午の日使たつ。仁和五年四月に祭は始まる。光孝
「杜本は河内の國安宿郡アヌカスにありとぞ。委しき事を知らず。

六十八 當麻祭 同日

大和に侍る神社なり。午の日使たつ。
「當麻は大和葛下郡當麻都比古社二座と、延喜式にある是れなりとぞ。

六十九 當宗祭 上、酉、日

是れは河内國に侍る神社なり。午の日使たつ。杜本當宗は程近き故に、獨の使兩社の祭のために下向す。字多の帝の御外祖父は、當宗氏なるにこそ。仁和五年四月十四日に祭を始め行はる。

「當宗は杜本と同じく河内の國なれど、是れは志紀郡譽田村の北に在りとぞ。本文の

趣き宇多帝の御外祖父の祖を祭れりと見ゆ。

七十 梅宮 同日

承和の比仁明より此の祭は始まる。永延一條以後毎年一の事にはなりたり。それより前は、行はるゝ時もあり、又とゞめらるゝ年も侍りき。

梅宮は山城葛野郡西梅津村に在り。

此の社は、仁明天皇の御母、橘太后の祖神なり。承和年中に始めて朝廷より祭を奉らる。橘氏の祖なるべし。是定セキテといひて、攝家の人の管領する社にて侍るにや。

是定セキテとは、次の本文にても知らるゝ如く、正月五日の叙位に、橘氏の叙爵の事を執り扱ふ人をいふ、名目なり。攝家の人とは、打ちまかせて藤氏をいふ。そもく橘氏の人人は、其の氏の長者の舉によりて、叙爵すべき事勿論なるが、中古橘氏の嫡統家衰微して後は、藤氏の攝關たりし人、代はりて橘の氏爵を執行ふ事となりぬ。これを是定と稱せしにて、集釋に、氏の爵を定め行ふといふ意なり。是は氏ウヂなり。其の子細は、西宮記に云、學館院氏定とあり。此れを見れば、是定を、昔は氏定と書きたり。是定と書きても同じことなり。後漢書李雲傳、章懷太子註、是、與、氏古字通耳云々と註せるにて此の

事明らかなり。

そもく此の是定セキテの、一の人の家に傳はりし事は、橘氏の公卿絶えて後、正月五日の叙位に、氏の爵の事を行ふべき人なきによりて、寛和山の比中關白道隆、大納言と申され侍りし時、宣旨をかうぶり給ひて、氏の爵の事を申し行ひ侍りしなり。中關白、粟田、關白、御堂、關白、此の三人の母は、攝津守藤原中正といひし人の女なり。かの中正の室は、中納言橘、澄清卿の女なり。中關白には外祖母なり。かやうの由緒侍るによりて、是定は藤氏の家に相傳し侍るとかや。

粟田、關白は道兼公、御堂は道長公なり。橘、澄清卿は、諸兄左大臣七代の孫にて、父は信濃守良基といへり。

七十一 廣瀬龍田祭 四日

此の兩社は、大和の國に在り。祭の日は廢務なり。年に二度行はる。使は前の日たつ。大忌風神オホノカミの祭といふ、是れなり。風水の難をのぞきて、年穀の豊なる事を祈り申さるゝにや。天武天皇四年四月に、風神を

龍田の立野に祭り、大忌神を廣瀬の川匂に祭ると、日本紀に見えたり

「廣瀬は大和の國廣瀬郡河合村にあり、倉稻魂神を祭りて、大忌神とも申す。穀物を護り給ふ神なり。龍田は同國平群郡立野村にあり。風神天、御神國、御柱、神二座を祀る。年に二度は四月七月にて祭日は四日なり。廢務は上にいへり。立野は大和廻りの肥に龍田の町より半里ばかり西にある町有り。町中に龍田大明神あり。本宮といふ云々、是れ本社なり」とあり。法隆寺より一里餘といふ。川匂は今の川合なり。

神代の卷に、伊弉諾伊弉册尊の朝霧を吹きはらひ給ひし時、息の化して神となりたるを、風神と申す由見えたり。いはゆる大塊の噫氣を、風といふ心にかよひ侍るにや。

「大塊の噫氣云々」とは、莊子といふ漢籍の齊物論にある語にて、大塊とは天地なりと註せしものあり。

七十二 擬階^{カキ}奏 七日

是れは二月の列見の時の成選^{ウツクシ}短冊を、二省よりもて參れるを、大臣の奏聞する儀なり。列見延引の時は、これもものぶるなり。事はてぬれ

ば、短冊をもとの如く櫃に入れて、昇きて退出す。さしたる事なし。

「擬階奏は、集釋に擬は議なり。誰々を加階せられよと議する奏なりとあり。令、義解にも擬を議と解せり。成選、短冊とは、六位以下八位以上の人の藝能行跡をえらび上げたる人名を録せる紙札なり。

七十三 灌佛^{クワンブツ} 八日

神事にあたる日は行はれず。灌佛ある時は、九日より御神事を始めらる。御殿の母屋の御簾を垂れて、日の御座を撤して、其の跡に山形^{ヤマガタ}を立てらる。佛の生まれ給ふけしきを造りて、糸にて瀧を落し、色々の造り物あり。北の方に机を立て、鉢五つに五色の水を入れらる。

「灌佛は、又佛生會ともいひて、四月八日佛の誕生日の供養なり。此の日他の神祭にあつたれば、停止せらるとなり。御殿の母屋云々より以下、すべて建武年中行事の文に同じ。山がたは延喜圖書寮式に、山形二基、一基は青龍の形を立て、一基は赤龍の形を立て、とあり。青龍は北山、赤龍は南山、佛像は其の間にあるなり。五色の水はいづれも香水なり。

公卿參り集まりて、殿上に候ふ。女房の布施ども色々に結ひたる華

に付けて、風流などあるを、衣笥コトコのふたに入れて、臺盤所より出ださるれば、藏人とりて殿上の臺盤の上に置く。上達部我が布施の舟フネづつみを持つて、御殿の長押ナガオシの上なる白木机に置いて、次第に座に着く。御料の御布施は、紙を置かる。不參の人の布施、藏人れく。

「女房の布施は、女中たちよりの布施物なり。扇色紙などの類、布施とは僧に施す品物をいふ。結びたる華は、いろ／＼の糸にて飾りたる造花なり。臺盤所は清涼殿の西廂にて、上臈女房たちの詰所、舟づゝみは、佛布施の別名、昔は鳥目トリメを紙に包みて、公卿持參して佛前におきたるを、一條帝の長保五年より改まりて、紙を用ふる事となりぬとぞ。御料は天子の御布施にて、紙廿帖をつゝまず柳筥の蓋に積み、土高坏にすゑて出だすなり。不參の人は、神事にかゝはり、又は其の他の故障にて、灌佛會に出頭しがたき人々なり。

導師の僧まうのぼりて、佛前の作法終はりて、鉢の水を一つに汲み合せて、まづ御導師灌佛す。公卿次第にすゝみて、笏をさし膝行してひさごを取りて水を汲みて、灌佛して後禮佛す。導師布施給はりて退く。此の佛生會は、推古天皇より始まる。釋迦如來の俱毘藍城にて

生まれ給ひける時、天龍下りて水をそゝぎて、釋尊にあぶせ奉りし事を申すなり。

「ひさごは杓子のこと、此の佛生會といふより以下は、年中行事歌合の詞、その前は、例の建武年中行事の文に同じ。

七十四 伊勢神衣祭 十四日

是れは神祇令にのせたり。伊勢神宮祭といふ。神服部カミツボ潔齋して、三河の國の赤引アカヒキの神調カミナリの糸をもて、神衣カミツボを織る。又麻績アサノ、連ノといふ氏人、麻をうみて、敷和衣フキワキを織りて、神明に奉るを、神みその祭とは申すなり。

「神祇令は、文武天皇の大寶年中に撰定せられし法令なり。其の中に定められたる祭事なれば、古きと知るべし。神服部カミツボは、神に奉る御衣織るを職とする者、赤引アカヒキは、三河の國より調物として出だす糸の名なり。敷和衣フキワキは、神祇令集解に、敷和者、宇都波多也とあるにて、しかよむべきを知る。延喜式には、和妙衣ワタタカは、服部氏、荒妙衣アラタカは、麻績氏、祭月の一日より織り造るとあれば、敷和は荒妙と同じく、麻の皮の糸にて、織りめ粗く物せし布なり。

七十五 日吉祭 中、申、日

此の社は、松尾社と同體なり。上に見えたり。後朱雀長久四年六月八日に、始めて廿二社の内に加はる。後三條延久四年四月廿三日に祭を始めらる。

「廿二社は、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、石上、大神、廣瀬、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴船、三輪の社をいふ。」

七十六 賀茂國祭 同日

欽明天皇の御宇四月に吉日をえらびて祭らるゝ由所見あり。又和銅明に詔ありて、山城の國司これを檢察すと見えたり。けふの國祭は賀茂の本祭なるべきにや。西の日の祭は、公家より使をたてられ、走り馬を獻ぜらる。相變はるべきなり。

此の段は、次の賀茂祭の如き朝廷より祭らるゝとは別にて、國司の祭る儀なる由をいへるなり。公家はオホヤケとよむべし。昔は天皇の御事をいひ、また朝廷朝家などいふ意にもつかひて、後世の武家に對する公家とは異なり。走り馬は競馬の事なるが、賀茂祭に限りてこれを興行せらるゝは、欽明天皇の廿八年に國こぞりて風ふき雨ふりぬ時に卜はしめつるに、この神の崇と申す。仍て四月吉日をえらびて、馬に鈴をかけ、馳せて祭祀をなしければ、五穀成就天下豊平なりきといふ。この祭に馬を馳

するは此に始るといふ。

七十七 關白賀茂詣 同日

初度には日次ヒナジをえらびて此の事あり。天祿二年九月廿六日攝政右大臣謙徳公賀茂詣の事あり。是れ攝關の人の賀茂詣の始なるべきぞ。此の事は必ず賀茂の祭の前の日ある事なり。

此の段は藤氏の關白たる人、その氏神たる賀茂社に參詣ある事をいふ。初度とは初めて關白になりたる度の事なり。謙徳公は伊尹の諡。

主人は乗車にて、地下殿上の前駟あり。白妙の御幣、神寶、唐櫃やうの物をかたげもたしむ。琴持コト菅笠スガカサ深沓フカダといふ物を召し具す。上達部軒をつらね、社頭にて神拜あり。葵かつらを禰宜持ちて參れば、是れを冠カウラにかく。東遊アサユ求子モトコ駿河舞スエマなどあり。

前駟は地下人殿上人の先供サキケをいふ。琴持は、社頭に於て舞樂あるによりてなり。笛などは樂人各自に持參せらる。琴のみは別に琴持にもち行かしむ。軒は車の事なり。

七十八 賀茂祭 中、酉日

未の日、まづ上卿陣に着いて、六府を召して警固の由を仰す。當日の使は、近衛の中少將つとむ。昔夢の告侍りしより、けふ人々葵かつらの蔓をかくるなり。賀茂松尾の社司、前の日より然るべき所へ奉る。欽明天皇の御宇より此の祭は始まる。下鴨の御祖、上賀茂の別雷二柱の神祭なり。この御社の神をば、玉依姫と申す。賀茂、建角身命の御むすめなり。

この社とは、下鴨の社をさす。下を鴨とかき、上を賀茂とかく例なり。

ある時瀬見の小川のほとりに遊びけるに、川上より丹塗の矢一筋流れ下る。玉依姫この矢をとりて、我が家の屋根にさしはさむ。それよりして、程なくはらみて男子を生む。然れども父を誰れとも知らざりき。ある時はかりごと、酒もりをして、今の兒に盃をもたせ、汝が父にさせとをしへければ、兒其の盃をば虚空に投げて、家の屋根をふみ破りて、我れは天神の御子なりとて、天上をさしてぞ昇りけ

る。則ち別雷命是れなり。その丹塗の矢は、松尾大明神と後にあらため給ふにや。

此の一段、山城國風土記賀茂縁起等によれる由、集釋にいへり。瀬見の小川は賀茂川の本名なり。丹塗は赤き色をいふ。

おほよそ神事に、大祀、中祀、小祀と申す事あり。一月の神事をば、大祀といふ。大嘗會などなり。三日の神事をば、中祀といふ。今此の賀茂祭などなり。一日の神事をば、小祀と申す。松尾平野以下諸社の祭なるべし。

二月の神事とは、一月間潔齋して神祭するをいふ。三日、一日、これに准じて知るべし。

七十九 中山祭 同日

永承五年六月十六日、神社を建立し、同六年十一月八日に従三位の神位を授け奉らる。是れは冷泉院にます石神なり。後冷泉院天喜元年四月より官幣あり。

冷泉院は、京内大炊御門の南堀川の西にあり。後院とて、皇室の離宮なり。されば遜位

の上皇こゝに住ませられたる多し。この院内の中島の大神を祝ひ奉りて、中山殿社と申すなり

八十 吉田祭 中子日

此の社は、中納言山蔭卿貞觀和の比ほひ建立して、一條院永延元年より始めて官幣をたてまつらせ給ふ。春日社と同體なり。奈良の京の時は、春日社、長岡の京の時は大原野、今の平安城の時は吉田社なり。皆帝都近き所を志めて、みかどを守り奉らせ給ふにや。是れは御堂の關白の法成寺と、吉田とを崇め給ひし事は、興福寺と春日社とに、思ひよせられけるとぞ承る。

吉田は山城愛宕郡吉田の神樂岡に在り、山蔭卿は左大臣藤原魚名公の苗裔なり。長岡の京は桓武天皇延暦三年より、同十二年まで都と志たまひし地にて、山城の國乙訓郡の長岡村といひし所なり。それより後平安の京都に遷らせ給ひし事、雖れも知るべし。大原野は同國同郡大原野村に在り、藤氏の祖神にして、春日社神と同體なり。されば藤原氏の皇后の參詣に便なるために、長岡遷都の時は大原野に遷し、平安遷都の日には又々吉田に遷し祀られたるなり。御堂關白は前にもありし道長公なり。

法成寺は近衛の北、京極の東に建てられたる寺にして、不比等公の興福寺を造立崇敬せられしにならひたるものといふ。

八十一 駒牽 廿八日

是れは四月に侍る事なり。八月のも名は同じけれど、心はかはれり。天皇武德殿に幸す。王卿以下床子に着く。左右の御監御馬の奏をとる。馬頭庭にわたり、御馬を引き渡す。白馬節會の如し。近衛兵衛の射手南にわたり、四府騎射の文を奏す。左右の大將これを奏聞す。

武德殿は内裏の西にあり、御監は左右馬寮に各一人あり。近衛大將の兼帶せらるゝ重き官にて、御廐の馬を統領する役なり。御馬の奏は馬の毛付等の目錄なり。庭は武德殿の馬場をいふ。南にわたるとあるは、埒より南の事なり。按ずるに、此の儀は西宮記に記せる所をうつされたりと見ゆるが、あまりに略せられたれば心得にくきなり。

近衛少將以下番長以上六人東遊を奏す。左近衛納蘇利、狗犬を奏す。雅樂寮蘇芳、非駒形を奏す。此の駒牽は、來月の騎射の手人などをけふ御覽せらるゝけしきなり。貞觀の比より始めらる。小の月の時は、

二十七日なり。後三條延長五年は五月三日に駒牽ありと見えたり。

「來月の騎射」とは、左右近馬場の騎射の事をいふ。後に見ゆ。延長五年五月にありし事は、西宮記に見えたるなり。納蘇利、狗犬、蘇芳、菲、駒形は舞典の名。

八十二 新日吉祭 三十日

永曆元年十月十六日、後白河院日吉の御體を東山の新宮に遷し申さる。是れを新日吉といふ。應保二年四月卅日始めて祭あり。

「新日吉」社は、今京都智積院の北隣、大佛のうしろに在り。日吉はいはゆる山王にて、近江滋賀郡坂本にあり。祭神二座なり。大宮といふに大和の大三輪、明神を祀り。二宮といふには大山咋神を祭る。應保は二條天皇の時にて後白河上皇院政の程なりしなり。

八十三 三枝祭

この三枝祭は、率川祭をいふ。由神祇令にのせたり。三枝の花を折りて、酒樽をかざるが故に、三枝祭とは申すとや。此の祭もし二月の率川祭と同じかるべきか。さりながら、神祇令に孟夏の祭の類ひにの

せられたれば、まづ其の如く四月の所に申し侍るなり。

「三枝」社は、大和添上郡、率川神社の南なりとぞ。集釋に率州坐大神御子、神、率川、阿波神、皆率川社といへど、一社は率川、一社は三枝と心得べきかといへり。三枝の花は、さゆり百合花の事なり。

率川祭は、右大臣是公の建立と申す口傳侍れど、おぼつかなき事なり。此の故は、令と申す書、淡海公の撰ばれて、養老年中に奏覽せらる。是公の大臣は、淡海公の曾孫なり。既に令に率川社と侍るなれば、是公の始めて建立にはあるべからざるにや。養老以前にもはやありける神社なり。是公の再興しけるを、建立と申すやらむいと、おぼつかなし。三枝とかきて、こゝにはさいぐさと讀むべし。

「淡海公」は不比等の謚、令に率川社と侍るとあるは非なり。これは淳和天皇の天長年中に成りたる、義解の文に見えたるなれば、令、義解にとこそいふべけれ。されば、養老以前にもありける神社とも定めがたくや。

五七 月

八十四 獻菖蒲

三日

六府あやめの輿を南殿の階の東西にたつ、又時の花を折りそへて同じく置く。四日は朝餉の庭にこれをたつ。主殿寮所々に菖蒲ふく。天平十九年五月より詔ありて、百官諸人悉く菖蒲の鬘をかくべし。かけざらむ者は、宮中に入るべからずと定めらる。弘仁式にも、菖蒲艾花など、三日は早旦に南殿の前に置くことあり。

「あやめの輿は、菖蒲と艾と一つに盛りたる輿なり、時の花は、別に鬘に盛り臺にすゑて出だす、所々に菖蒲を葺くとは、南殿を始め、諸殿舎の軒に、菖蒲を葺くにて、是れ主殿の官人の役なり。かくするは、歳時記に、五月五日艾をむすびて、人の形の如くして戸上にかくれば、毒氣をはらふと見えたり。菖蒲を軒に挟み、鬘としてかくるも、かゝる意なるべし。」

八十五 五日、節會

天皇武德殿に出御なりて、宴會を行はれ、群臣に酒を給ふなり。内辨

なども四節に同じ。人々皆あやめの鬘をかく。日蔭の鬘の如し。典藥寮あやめの御案をたてまつる。群臣に藥玉を賜ふ。五色の絲をもてひぢにかくれば、悪鬼をはらふと申す。本文侍るにや。其の後騎射の事あり。大將射手の奏をとる。左右近衛、馬に乗りて弓を射る。これよりまゆみともいへり。推古天皇の御宇より始まる。今は絶えて幾代にかなりぬらむ。

「四節は元日、白馬踏歌、豊明なり。藥玉は、菖蒲艾その外、雑花十種ばかりを、五色の絲にて飾りと、のへたるもの、悪鬼をはらふと申す。本文は、風俗記といふ漢籍の文なり。」

八十六 端午、節

けふ粽を食ふ事あり。昔高辛氏の悪子、五月五日に舟に乗りて海を渡りし時、暴風俄に吹きて浪に沈みけるが、水神となりて常に人を腦ます。ある人五色の糸をもて、粽をして海中に投げ入れしかば、五色の蛟龍となる。それよりして海神、人をなやまさず、漕ぎ行く舟も

災難にあはずと申し傳へたり。又は屈原が汨羅に沈み、魚腹に葬せしを、祭りし時の供物なりとも申すにや。

高辛氏云々この事、年中行事秘抄の文によりてかけりと見ゆ、集釋に本據確ならずといへり、蛟龍の蛟は漢籍に魚身にして蛇尾と註せり、屈原云々は續齊諧記に見えたること、汨羅は川の名。

八十七 左右近馬場、騎射

五月三日は左近の荒手結、四日は右近の荒手結、五日は左近の眞手結、六日は右近の眞手結なり。昔はまた左右近の馬場にて、騎射のこ

と侍りしにや。射手などは大將の申し定むる事なり。
「左近馬場」は一條西洞院、右近のは一條大宮なり、手結は二人相番ひて勝負を競ふこと、荒とは大畧にする義にて、眞手結の下稽古の如きこと、眞手結は眞の勝負なり。

八十八 紫野今宮、祭 九日

是れは疫癘の神なり。一條正曆五年長保二年天下靜かならざりし時、この神社を祭らる。藤原長能二首を詠じて奉りけるとかや。其の歌、後

拾遺に侍るとぞ承る。

白妙の豐御幣とよみてぐらをとりもちていはひぞそむる紫の野に
今よりは荒ぶることろましますなはなの都にやしろ定めつ
此の歌ある人の云ふ世の中騒がしう侍りければ、船岡の北に、今宮といふ神を祝ひて、おほやけも神馬たてまつり給ふとなむ云ひ傳へたる。

「天下靜ならず」と云ひ次に世の中騒がしうといふも、皆世上に疫病などの流行して、人あまた病死する時の事をいふ當時の語なり。兵亂などの騒ぎにはあらず、長能は一條天皇の頃の人、從五位上伊賀守たり。

八十九 有無日 廿五日

是れは村上天皇の御國忌なり。宮中にありなしの日とは申すにや。廢務日にあらざれども、政行はれ侍らず。又急ぐ事などあれば、俄に政事あり。さて有無日とは申すなり。

村上天皇の崩御ありしは、康保五年五月廿五日なり。御遺詔によりて、國忌を置かれ

ざりしかど、天下聖主の御遺徳を仰ぎ、餘風を思ひ奉るに依りてか、國忌と定められずと雖も、重大の義にあらずば、政事を行はれず。是れ宮中の故實なる由、中右記にも記せり。

九十 最勝講

まづかねて日次を定めらる。四個の大寺延喜大興福の僧の中に、稽古の聞こえあるをえらびて定む。證義、講師、聽衆などあり。最勝王經を清涼殿にて講ぜらるゝなり。其の儀式など委しく記すに及ばず。

「稽古の聞こえ」とは、修業の功ある由世に知られたる者、證義は講師とは別なり。つゞけて讀むべからず、これは講師の經義の正否をたゞす證人なり。故に講師よりは一段高き人を用ひらる。

此の事一條院の御宇寛弘の比より始まる。あるひは長保四年より始まるとも申すなり。後朱雀院の御時にや、生身の四天王、道場に現せさせ給ひけるより、必ず四天王の座を敷かれ侍るなり。五日の間の儀式、日毎に同じ。結願の日、行香の祿あるべし。

「四天王は持國、多聞、廣目、增長」とて、天部の神なり。道場は法會の場所、行香は香を小器

に入れて、衆僧に授くる儀、其の外布施を僧に賜ふ、之を布施といはずして、祿といふが故實なる由、世俗淺深秘抄に記せり。

九十一 賑給

これは、賤しき民に米鹽などを給ふなり。京中の條里小路を分けて、檢非違使承りてこれをひく。米鹽の勘文など申す事の侍るなり。大臣陣につきて是れを定む。欽明天皇の御宇より始まる。季春の月に天子倉廩を開きて、貧窮の者に給ふといふ事、禮記の月令にも見ゆ。

「賑給は、シンキウ又シンクウとも讀む可しとの説あり。條里とは昔の京都の町區にて、條は北より南へかぞへ、里は西より東へかぞふる區劃の名、その中間なる小徑を小路といふ。禮記は漢籍の名、月令はその書中の篇名なり。」

九十二 着欽政

是れは檢非違使、佐以下、東市にて、制法を行ふ事なり。元明天皇の御宇和銅より始まる。月令の本文には、孟夏の月にあるべしと見えたり。れど、四月は齋月にて神事ことまげければ、五月に及ぶなり。

「著鈇」の鈇は、和名抄に鉗と同じくカナキとて、頸に著くるものとすれど、狩谷氏の箋註には、之を誤として錠と同じく足枷なり。カナホマンといふ由を記せり。盜犯及び私鑄錢の徒に鈇を着けて、驅使する事なり。本文和銅とあれど、それより遙に後の弘仁年中より定まりたる事ならず。東市にて制法を行ふとは、當月上の十五日は、東市下の十五日は、西市に於て、衛門佐の指揮して、看督長をして、左右獄の囚人を將て至らしめ、鈇を着けて獄に送らしめしに、東西市の樓壞れて後は、唯東市の樓の遺跡にてこの事ありしなり。されば集釋本に東京とあるを、古本と事實とによりて、今東市に改めつ。

●六月

九十三 御贖物

是れは一日より八日まで、あがちこもちて參る。朝餉にて主上にまゐらす。四のかはらけを御指して、上に貼りたる紙に穴をあけて、御いきを入るゝなり。弘仁五年六月より、御薬の事因によて、始めて御贖物を奉る。大かたは、素蓋鳴尊の千座置戸の祓はらなどいふより起こる事なり。

「贖物」は、身の禍を祓ふ料の物なれば然いふ。あがちこは贖物を持參する女子をいふ。年中行事秘抄に御巫、東宮年中行事には、畧してみかんとある是れなり。御薬の事とは、嵯峨帝の御不例なりしとをいふ。さるは年中行事秘抄に、弘仁五年六月依聖躰不豫同月七日己丑行御贖祭云々と見えたり。千座置戸は、數多の積物の義にて、身の罪を贖ふ爲の物をいふ。素尊罪あり、諸神に咎め促すすめられて、髮爪などをさへ切りて出だし、之れを祓の料としたる事、神代紀に見ゆる、即ちこの起原ぞとなり。

九十四 供忌火御飯

同日

内膳司より奉れるを、大床子の御座にて供ずるなり。景行天皇の御時より始まる。御火とは火を忌む心なり。神事などの時は、不淨の火をうちかふる事にや。是れは月次神今食の御神事を、今日より始めらるゝなるべし。

「忌火御飯」は、六月十二月の一日、未明に供奉する例なり。忌火は御釜の名なり。さるは増鏡烟の未々の段にも、かの釜昔は三つありけるを、一つをば平野、一つは忌火、一つは庭火と申しける云々。忌火といふにては、六月十二月御神事の御膳をば調じけり。庭火にて、常の御膳をば仕うまつるとあるにて知るべし。いづれも内膳司に安置せ

しなり。特に火を忌みて饗事を物せらるゝからに、かく名づくるなるべし。大床子御座は、日の御座をいふ。月次神今食後にあり。

九十五 供醴酒 同日

ひとよざけとは、今日造れば、あすは供ずるなり。一夜を隔つる竹葉の酒なれば、一夜酒と申すなり。又はこざけともある書に侍り。昔は口中に米を嚼みて、夜を歴て酒に作りけるにや。此の酒は、造酒司けふより七月卅日まで、日毎に奉るなり。

竹葉は酒の異名と心得べし。こざけとある書は、和名抄をさす。按ずるに、こざけ粉酒の義ならむ。滓の粉の澱むよりいふなるべし。

應神天皇の御時より始まる。凡そ酒をつくる事も、此の時に百濟の人わたりて、造り始めたり。是れより先には、酒といふ物なしと申す人侍れど、神代に素盞鳴尊、稻田姫の爲に大蛇を殺されし時、八しほをりの酒を造りたる事、日本紀に見えたり。然らば酒といふ事、神代よりあるべきにこそ。

九十六 延曆寺、六月會 四日

是れは傳教大師の忌日なり。勅使登山の儀あり。延曆寺は延曆年中に作られ侍りしかば、年號に付いてこの名を得たり。

傳教は法名、最澄とて、近江に生まる。桓武天皇の時に比叡山を開基し、寂後傳教大師と勅諡せられしなり。登山の山は比叡山をいふ。當時たゞ山といへば叡山、寺といへば三井寺の事なり。

九十七 御體御卜 十日

神祇官の官人、一日より本官にこもりてこれを卜ふ。上卿けふ参りて、内侍につきて奏聞す。これは主上の玉體に御慎あらん事を、卜ひ奏するなり。白鳳四年に始めて行はる。

六月の御卜は、來む七月より十二月までの間に、主上の玉體に御慎あらむ日を卜ひて、奏上する儀なり。正月より六月までののは、前年の十二月に御卜ありて奏せらる。龜トとして、龜甲を焚きて、卜ひ申すなり。

九十八 月次祭 十一日

是れはまづ神今食以前、上卿神祇官の北門の内、東の腋に着きて、供神物の具否を尋ぬ。次に廳につきて事を行ふ。神祇官、宮掌祝詞を申す。祝師祝の座につく。本官の人みな木綿をつけたり。上卿壇下の薦の座につきて、御巫幣物を見る儀あり。これは六月十二月に、二度諸社へ御幣を奉らせ給ふ事なり。弘仁年中に此の事始まる。

「月次」として毎月といふ義にはあらず。六月十二月の兩月、必ず行はる。故にしかいふ。この祭は、祈年祭と同じく、伊勢大神を始め、三百四座を祀る。當日廢務なり。神祇官にて行はる。木綿は、穀木の纖維にて織りたる布なり。幣物を見るとは、檢分する事なり。御巫は上にいへり。

九十九 神今食

同日

御神事は一日より始まる。戌刻に行幸あり。まづ大忌の御湯をめす。トにあひたる上卿陣に著いて辨を召して、諸司の具否を問ふ。小忌御燈を供ず。もとの火を消して、ともし改む。上卿、宰相、少納言、外記、史トにあひたる人、小忌を着る。近衛司、藏人もきるべし。

「神今食」はジンゴシキと讀む。中和院の神嘉殿に於て、主上自から社稷の神を祭り給ふなり。月次祭と同日ながら、彼れは日中に行はれ、是れは夜に入つて行はる。大忌の御湯といひ、下に小忌御燈を供すともある。大忌小忌は、共にこの神事に關かる殿上人にて、大忌は大かたに潔齋したる人々、小忌は嚴密に齋戒したるをいふ。されば大忌の御湯は、大忌の役人より供奉する御湯浴を稱し、小忌御燈を供すとは、小忌の官人御燈を供すといふに同じ。又下に小忌を着るとある。小忌は正しくは小忌、衫もしくは小忌衣といふべし。小忌の官人の着用する祭服なれば、然略稱す。これは白布を張りて、山藍といふ草にて、さまぐの形を摺る。其の體、關腋の袍の如し。されば又摺衣とも稱す。

行幸の時、御輿も葱花なり。鈴の奏なし。中和院に行幸なりて、神嘉殿の大床子の御坐に著かせ給ふ。御湯の後、采女時をまうす。内侍髪あげて、神殿に参りて、寢具を供ず。是れより先、左右近のつかさ、殿の東西に陣に引く。開門圍司などは、上卿以下神殿の前に列り立つ。左右近の中將、おのゝ一人進みて、靴をぬぎ、弓箭を解きて、南の戸の左右の帳をかゝぐ。

行幸は御殿より神嘉殿への出てましなり。葱花は御輿の屋上に擬寶珠の形を飾としたるなり。宮殿調度圖解の乗物考に圖を入れて説明したり。鈴の奏は行幸の時少納言または少將たる人奏し賜はり所持して供奉する例なるを、此の時に限り奏せざる也。寝具とのみあれど、御衾、御櫛、御扇、御履等を神座の上に供すとぞ。開門は近衛中和門を開くこと、園司などはては、園司の奏はてしとありしが落字せしならむ。但しこの文、建武年中行事を節畧せりと見ゆるが、彼の文にも猶園司などはてしと記せれば、それに據れるか、然れども、かくては義通せず。こゝは必ず園司より開門の由及び近衛の陣列等を奏聞する儀など終りての意なるべし。宮閣の管鑿出納は園司の掌る所なり。

打拂筥、坂枕、八重疊などを、上卿、參議、辨、少納言、外記、史次第にこれを供ず。内へとり入れぬれば、掃部頭參りて神座を敷く。南枕にして、まづ一丈二尺のたゝみ、其の上に六尺の疊四帖、枕の方二帖は裏あり。其の上に九尺のたゝみ七帖、其の上に八重疊しく九尺のうち一帖をいさゝか東に引き出でて、打拂の筥を置く。さか枕、八重疊の下に枕にしく。内侍參りて、御衾をやへたゝみの上に奉る。御櫛、御扇、そば

に置く。御香あとおくなり。

「打拂筥とは打拂布とて、神座をはらふ料の布を、入れたる柳筥なり。其の布の長さは、一丈三尺と掃部寮式に記せり。坂枕は薦枕なり。曝布を縁とし、一丈二尺の疊以下皆白布の縁とる事なども、同式にくはし。

内侍退きて、神座に入御あり。神座の東に異向に半帖を敷きて御座とす。主上御笏をたゞしくして着かせ給ふ。此の間の儀は、人知らぬ事どもなり。神のすども御すどもなど敷きて、神膳を供ぜらるゝ儀あり。白黒の御酒まゐりて、本柏にてそゝぐ。なうあひの御はん、御酒參りぬれば、宮主祝詞申す。御手水は事始まらぬさきと、事はてゝと二度あり。大かたは大嘗會の神饌の義に同じ。

「神のすどもは、素薦にて神膳を供するため、清きあら薦を敷くこと、御すどもは、主上の御料なり。白黒の御酒は、醴酒を白キといひ、久佐木の灰を和したるを、クロキと號する由、延喜造酒式に見ゆ。久佐木は俗に臭桐といふ木、其の葉に臭氣あるよりいふ。本柏は、柏の葉の、冬季落葉せずして、春まで残れるをいふよし、古今集の抄にいへり。又階梯に引ける年中行事の文によれば、柏の葉に御酒をつけて、神饌に瀝ぎかく

るなり、なうあひは、直會とも、直相ともかき、又ナホラヒとも讀めり、神齋をゆるべて、平常に直り復する義にて、神祭終はりて、後の御膳をいふ、宮主は神祇官の卜部にて、祭事に堪へたる者を取つて、之れに任ずるなり、祝詞は祭文なり、假名かきの書には、ノトとあり、ノヲトを略して、さもいへる也。

丑一つに、又曉の御膳まるる。先の如し。神祇官にて行はるゝをりは、まづ官廳へ行幸なりて、帛の御装束奉りて、神祇官へなるなり。神饌の程は、近衛の幄にて神樂あり。宵の程採物、韓神までうたふ。よもすがらうたひて、還御の程、御輿の左右にうたひて供奉す。聲絶えず千歳をうたふ。いと興ある事にや。此の神今食の義は、年に二度なり。伊勢天照大神を勸請申されて、天子御みづから神饌を供せさせ給ふにや。靈龜二年六月より始まる。

「丑一つは丑の一刻にて、今の午前二時すぎ、官廳は太政官なり、帛、御装束は、白地無紋の袍、御冠及び御帶とも、無紋を着し給ふ。幄はアゲベリとて、幕引きまはし日覆したる所、採物とは、神樂歌にて、神幣、杖、篠、弓、劍、鉢、杵、葛、韓神の十曲をいふ。もとは其の物を手にとりもちて、舞ひたるより採物と稱せしが、遂に曲の名となりたるなりとぞ。韓

神までとは、以上の十曲をうたふなり。千歳も神樂の曲名なり、勸請は神靈を請じて祭ること。

百 供解齋御粥

十二日

神今食の次のあした、解齋の御粥まるる。晝御座の大床子にて、臺盤一脚をたて、供ず。御粥かはらけに盛る。和布の御汁物添へたり。三口めして、御箸をたつ。解齋の御手水は、御手水の間の疊をとりあげて、大床子を北にたて、南向に供ず。御手水の具を置きて、御手水の義あり。次に案に置きたる御うらなしを取りおろして、めして巽にむきて、三足あゆませ給ふ。神今食はての十二日に、後齋あるは、中頃よりの事にや。解齋の御かゆなどを供じては、神齋はあるべからざるが、本式なるべし。

「解齋は、神事の御潔齋を解かれて、常に復し給ふ由なり。大床子は、長さ三尺高さ二尺ばかりの臺を二つさし合せて、其の上に疊を敷きて、御座とするなり。臺盤は後世の膳なり。これらは宮殿調度圖解の中に委し、御箸をたつとは、この御粥は、堅粥とて、今

の常の飯の如くにて、高く盛れるなれば、其のめしあまりに、箸をつきさして置かる
となり、うらなしは、糞草履なり、裏に皮をはらぬよりかく名づく。

百一 祇園御靈會

十四日

此の祭の日は、禁中は異なる事なし。馬長など催し遣はさるれども、
御覽はなし。祇園の社は、貞觀十二年に、託宣のことありて、山城の國
にうつし奉りしにや。素盞鳴尊の童部にて、牛頭天皇の武塔天神と
も申すなり。

祇園は、今京都の八坂神社なり。馬長は、昔朝廷を始め、諸家よりも馬を引かれしが、其
の附添の裝束など美しくしたる者をいふ。託宣は、神靈の人にかゝりて、其の意を宣
ぶること、此の託宣の旨意は、天竺祇園精舎の守護神なりし由にて、祇園社と號すと
ぞ。始めは播州明石浦に垂跡ましくしを、北白川に移し、後にまた今の愛宕郡八坂
郷の樹下に移し奉りしなり。

昔武塔天神、南海の女子をよばひに、出てます時に、日暮れて路のほ
とりに宿をかり給ふに、彼の所に蘇民將來、巨旦將來といふ二人の
者あり。兄弟にてありしが、兄はまどしく、弟は富めり。こゝに天神宿

を弟の將來にかり給ふに、許し奉らず。兄の蘇民にかり給ふに、則ち
貸し奉る。粟がらを座として、粟の飯を奉る。其の後八年をへて、武塔
天神八柱の御子を引き具して、かの兄の蘇民が家にいたり給ひて、
一夜の宿を貸しつる事を喜ばせ給ひて、恩を報ぜんとして、蘇民に芽
の輪をつくべしとのたまふ。其の夜より疫癘天下におこりて、人民
死する事數を知らず。その時たゞ蘇民ばかり残りけり。後は武塔天
神、われは速須佐雄神なりとのたまふ。今より後、疫癘天下におこら
ん時は、蘇民將來の子孫なりといひて、茅の輪をかけば、此の災難を
のがれむとのたまひけるにや。又祇園の縁起にのせていはく、天竺
より北に國あり。九相と名づく。其の國の中に園あり。吉祥といふ。其
の園の中に城あり。城に王あり。牛頭天王となづく。又武塔天神とも
いふ。沙渴羅龍王の女を后として、八王子をうめり。八萬四千六百五
十四神の眷屬ありといへり。御靈會の時、四條京極にて、粟の御飯を

奉るは、蘇民將來の由緒とぞ承る。

「芽の輪はもと門戸にかけ、後世は、大く作りて、人之をくゞれば、災を避くといふ。

百二 祇園臨時祭 十五日

御禊などの儀、大かたは平野におなじ。使、殿上、五位、東遊を奉らる。宣命あり。天治元年六月より始まる。又けふ走馬、勅樂などあり。天延三年の東遊の歌にいはいはく、

神が代の八坂のさと、今日よりぞ君が千歳はかぞへ始むる
八坂の里とは、今の祇園なり。山城の國愛宕郡八坂郷といふ所に、神社を作られたる故なり。

この祭は祇園會の翌日行はるゝにて、差重なりたるは、いかなる故ぞといふに、圓融天皇、疱瘡を惱み給ひ、此の神に願をかけられ、忽ち平癒し給ひしかば、その報賽にて、臨時に祭らるゝ例となりしなり。御禊は、主上の宮中に於て行はせらるゝなり。殿上五位は藏人なり。

百三 節折 三十日

晦日の夜、御あがものまゐる。あらよにごよの御装、二間に御屏風たて、御座を敷く。御禊の座の如し。孫廂、昆明池の障子の南の一間、屏風をたつ。燈を高燈臺にともして、出御の程には消したり。南の方をばのこす。

「節折は次の本文の末に、節折をばよをりといふ。竹にて御たけの寸法をとりて、其の程に折りあてがへばなり」とあるにて知られたり。これは六月十二月の晦日に、天皇皇后東宮ともに行はせらるゝなり。あらよにごよのよは、竹の節なり。この節して、御身の長より、御足に至る迄を量りて、折りあてがふ事二度に及ぶ。初度の荒節、後度のを和節と申す。此の御祓の具を装置するを、御装ひとかけるなり。荒妙和妙の御服なりといふ説はいかゞあらむ。昆明池の障子は、表唐畫裏嵯峨野のかたを畫ける衝立障子なり。

庭に主殿寮幔を引ききて、宮主御祓して、鏡刀櫛などふぜいの具足あり。又卜部竹の節を庭中の席の上に置く。節折の命婦竹をもて参りて、御たけより始めて、所々の寸法をとりはて、宮主に切りあてがはせて、御祓をつとむるなり。荒節和節とて、二度あり。二度はて、祿

をたまふ。節折をばよをりといふ。竹にて御たけの寸法をとりて、其の程に折りあてがへばなり。

「宮主は前にあり、ト部は神祇官の被管の者、節折の命婦は、中臣氏の女にて、神祇官卜定して上申すれば、やがて宣旨を以て命ぜらるゝなり。」

百四 大祓

同日

大ばらへといふは、百官ことごとく朱雀門にあつまりて、祓を志侍るなり。六月十二月二たびあり。天武天皇の御時より始まる。解除は觸穢などの時もあり。神事を行ふ時は、臨時にも常にあれども、この大祓は百官一同にあつまりて、祓をするなり。またけふは家々に輪をこゆる事あり。

みな月のなごしの祓する人は、千年のいのちのぶといふなり。此の歌をとのふるとぞ申し傳へ侍る。然るに法性寺關白記には思ふ事皆つきねとて麻の葉をきりにきりてもはらへつるかな。此の歌を詠ずべしと見えたり。

「大祓をよほばらひといふともあれど、誤にはあらず、ハラヒといふと、ハラへといふとに區別あるなり。自からするをハラヒ、人してせしむるをハラへといふ。ハラハセの約なり。解除も罪けがれを拂ふと、みな月を水無月とかくは、字をあてたるまでにて水のなき月といふ説は非なり。稻の實を結ぶ頃なれば、實生月の約なりといふ。なごしは、名越の字をあて、かく故に、夏の名越して、秋氣にむかふ意とやうにいふ説あれど、附會なり。又輪を越ゆるからに、わなごしの略歟、といふも取るに足らず。なごしは和の義なり。荒魂をなごすこゝろなり。さて此の歌、古今六帖第一に載す。作者を知らずと集釋にいへり。法性寺關白は忠通公、後白川天皇の時の關白、思ふ事の歌、和泉式部の詠にて、後拾遺廿に出てたり。麻の葉を云々は、大祓の時切麻を、人々に頒ち與ふる儀あり。切麻は祓の具なり。」

百五 鎮火祭

同日

ト部氏の人、火をうちて、宮城の四つの角にて祭事あり。火災を禦がんとのためとかや。此の祭禮の間、秘術多く侍るなり。

「宮城は大内裏ともいひて、皇城の外郭をいふ。委しくは宮殿調度圖解を見よ。鎮火祭は、季夏と季冬とに行はる。柯遇突智神なりと、令の傍注にあり。此の神は火神なり。」

百六 道饗祭

同日

是れは疫神の祭なり。毎年必ず行はるべき事なり。近頃は絶えて侍るにや。是れも卜部の人、京城の四角の道にて、鬼魅の他方より來たるを、京洛に入らざらしめん爲に、路上に供物を供へて祭るなり。鎮火道饗の祭をば、四角四堺の祭とも申すなり。

道饗は、路上に饗饌を供へて祭るよりいふ、京城は京都の惣體をいふにて、前の宮城とは異なり。されば京城の四角とは、都と田舎との堺なり。和邇、堺、會坂、堺、大枝、堺、山崎、堺、是れ京城の四堺なり。

百七 施米

東山、西山、北山などいふ所の山寺に侍る、たづきなき法師ばらに、米鹽を施さるゝ事なり。上卿陣につきて、人數の勘文を奏聞す。五月の賑給、六月の施米は、皆貧窮孤獨の者に米を賜ふなり。誠にありがたき事にこそ。

人數の勘文は、貧窮孤獨者の人員を勘定したる書付なり。さてこの米鹽の額は、米三百石、鹽六十餘石と江次第に見ゆ。

百八 雷鳴陣

此の事あながち年中行事には入り侍らず。月令の文に、春分に雷こゑを發し、秋分には雷聲を收むとあり。然らば、夏盛に鳴るべしと見えたり。是れによりて、こゝに夏の終に、一筆記し加へ侍るなり。其の上、既に西宮抄には、六月の所に載せられたれば、疑ひなきにや。そもそも雷鳴の陣とは、昔雷の聲三たび高くなり侍れば、大將以下近衛の次將まで、弓箭を帶して、御殿の孫廂に候して、みかどを守護し奉りしなり。將監以下は、皆篋笠をして、同じく南殿の前の庭に候ふ。これを雷鳴の陣とは申すなり。大内の襲芳舎をば、雷鳴のつぼとも申すにや。雷の聲止まれば、又陣を解く儀式あり。延喜の御宇に、清凉殿の霹靂として、怖ろしきためしも侍る故にや。

そもく以下江次第裏書の説なり。御殿は清凉、南殿は紫宸なり。前にもいへり。混ずべからず。襲芳舎はシハウシャと讀むを故實とす。此所を神鳴のつぼといふ由は、會て庭上の樹に、雷落ちて焼けたるを、其のまゝに植ゑかふる事もなきより、終に名に

なりたるとも、雷鳴の時、主上ここに渡御まし、兵衛瀧口など警固に候するより、此の名ありともいふ説あり、されど、雷鳴の陣は、御殿にての事なるは、西宮抄にも云へる通りなれば、前説の方なるべし、延喜の御宇云々は、同八年五月、清涼殿に落雷して、清賀希世等の朝臣、震死したる事をいふ。

●七月

百九 廣瀬龍田祭

同日

四月に同じ、重ねて記すに及ばず。

百十 七日、御節供

内膳司より是れを調進す、けふ索餅を用ゐる事、ゆゑあることにや。昔高辛氏の小子、七月七日に死したり、其の靈、鬼となりて、人に瘡病を致す、其の存日に、索餅を好みしが、故に、今日索餅をもて、是れを祭れば、年中の瘡病を除くといへり。

〔内膳司は、主上の朝夕の御饗を調進する役所なり、節供といふことも、索餅の解も、正月のはじめにあれば、ここには畧す、高辛氏云々の談は、十節記といふ書に在りとぞ。〕

百十一 乞巧奠

七日

まづ七日になれば、藏人御調度を拂ひ拭ふ、夜に入つて乞巧奠あり、御殿の庭に机四脚を立て、燈臺九本おのゝ燈あり、机の上にいるゝの物すゑたり、箏の琴、ことぢをたて、是れを置く、机の上、火取によもすがら空だきものあり、盥に水を入れて、大空の星をうつす、ことぢに三つの様あり、常は盤、涉調、半呂半律、秋の調なり、是れは秘事にて侍る、故に、去る人少し、觸穢の時も、猶行はる、天平勝寶七年より始まる。

〔乞巧とは、年中行事秘抄に、織部司織女を祭るとあるが、本にて織女といふ星に、その機織る業を始め、手巧を祈り乞ふ事なれば、乞巧とは、かくなり、机の上のいろゝの物は、菓子食物なり、火取は今火入れといふに、同じく、薫爐のこと、空だき物は、薫香、盤、涉調云々、この條は、建武年中行事のまゝなるが、音楽の事は、不案内なれば、註するに能はず。〕

おほよそ今日は、牽牛織女二つの星の相逢ふ夜なり、烏鵲の天の川

に來たりて、翹をのべ、橋となして、織女をわたすよし、淮南子と申す書に見えたり。又續齊諧記に云ふ、桂陽城の武丁といひし人、仙道を得て、弟に語りて曰はく、七月七日に、織女河を渉る事あり。弟問ひてなにしに渡るぞといひければ、織女しばらく牽牛に詣つと答へき。是れを織女牽牛の嫁ぐ夜なりと、世の人申し傳へたるなり。乞巧といふ事も、唐土より事起これり。七夕祭とも云ふなり。香華を供へ、供御をととのへて、庭上に文をおきて、棹の端に五色の絲を懸けて事を祈るに、三年の内に、必ずかなふといへり。此の故に、乞巧と申すなり。郝隆は腹中の書をさらし、阮咸は竿上の禪を手向けしためしも侍るにや。

「郝隆は、七月七日隣人の衣物を曝すを見て、日中に仰ぎ臥しるたるを、ある人其の故を問ひしかば、腹中の書を曝すなりといへる由、蒙求に見ゆ。又阮咸は竹林七賢の一人なり。七月七日に同族皆庭中に錦繡の美なるを鋪陳せしに、咸ひとり長棹の先に、布の積鼻禪をかけて我れ亦俗の風習に従ひて、然するのみといへりとなり。されど、

是れは支那に七月七日、簪箱及び衣裳を曝す、謂はゆる蟲干シメジをする風俗あれば、彼の二人もかゝることとして戯れたるなり。七夕の星に手向けたる様にいへるは、千慮の一失なるべし。

百十二 文珠會 八日

是れは東寺西寺にて行はる。仁明天皇天長十年七月に、大法師位泰善、始めて文殊會を行ふ。毎年七月に此の事あるべき由、格に定めらる。

「文珠會」とは、文珠涅槃經の説く所に依りて、廣く此の會を設け、餘食を辨じて貧者に施給すれば、文珠師利威神の加護を得て、罪障を除却すとなり。東寺は京の九條に今もあり、西寺は早く斷絶せり。大法師位は僧位の稱、格とは時々、の官符を以て達せらるゝ法文なり。

百十三 孟蘭盆 十四日

内藏寮御盆供をそなふ。晝、御座の南の間に菅圓座一枚を敷く。主上こゝにて御拜あり。幼主の時はなし。天平五年七月に、始めて孟蘭盆を大膳職にそなふと見えたり。

孟蘭盆は次の本文に委しくとかれたり、盆供は供御の膳のこと、この御拜は三度にて合掌したまふ由、江次第にあり、佛禮なり、幼主云々とは、主上御幼少なれば、御拜を略してしたまはざるなり。

孟蘭盆は梵語なり。倒懸救器と翻譯す。倒懸はさかさまにかくると云ふ心なり。餓鬼の苦しみを思ふに、さかさまに懸けたらむが如し。救器は此の餓鬼の苦を救ふうつは物なり。佛弟子目蓮始めて六通を得て、其の母の在所を見るに、餓鬼の中にありしかば、これを悲しみて、則ち釋尊に詣てて、此の苦を救はん事を求めしかば、七月十五日に、自恣の僧を供養せば、解脱をえんと、説き給ひし由、孟蘭盆經に見えたり。

六通とは、天眼、天耳、他心、神境、宿命、漏盡の六神通を得たるを云ふよし、下學集に見ゆ。目蓮既に死去したる母のありかを六神通力にて窺ひ見しに、餓鬼道に落ちぬたるを知りぬとなり、自恣の僧とは安居を出て、今の身の恣になりたるをいふなり、安居とは、夏期九旬の間、一靜室に居り一繩床に安じて、修業し終はるとをいふ、解脱とは、煩惱の繫縛を解き、三界の業苦を脱する義にして、佛果に到達したる謂なり。

昔齊明天皇の御時は、飛鳥寺にして、須彌山の形を作り、孟蘭盆會を設けられけるとかや。すべて諸寺にて行はるゝ事なるべし。

須彌山は佛家の假説する所、天部にして、帝釋天の居する最上世界の名、須彌は梵語翻譯して妙高といふ、飛鳥寺は和州高市郡にありし古寺なり。

百十四 相撲

是れは諸國の供御人を召し集めて、七月に相撲の節といひて、天子の御覽ずる事なり。まづ十六七日の間に、召仰あり。上卿勅をうけたまはりて、左右の次將に相撲あるべき由を召し仰せらる。左右の近衛方を分けて國々へ使を下して、相撲を召す。是れを萬葉には、ことり使と申すなり。

供御人は相撲を奉仕する人の義にて、諸國の管方あるわか者の徴さるゝなり、左右の次將は、左右近衛の中少將をいふ、ことり使は部領使とかく、萬葉集廿云々と、集釋に註したれど、それは防人、部領使の事にて、相撲、部領使は、同集卷五に見えたり、ことりは事執の略語にて、相撲徵集の事を執り行ふよりいふなり、これは近衛府の下官

命を受けて募集のため諸國に下向するなり。

廿六日に内取といふ事あり。主上仁壽殿に出御なる。左右の相撲人、懐鼻の上に狩衣袴をきて、一々にすまうをとりて勝負あり。廿八日に召合あり。天皇南殿に出御なる。王卿參上す。大將相撲の奏をとり、十七番とりて、勝の方亂聲あり。又廿九日に拔出とて、相撲をすぐりて御覽せらるゝなり。

内取は、表向ならず、内々相撲とるとにて、下習しなり。懐鼻はタフサギと讀む。股塞の略語、召合は、甲と乙との取組を定むること、相撲の奏は取組の書付なり。亂聲は奏樂にあはせて歡呼するをいふ。拔出は、前日勝ちたる者を選抜し、又は前日不參の者をもすぐり出て、御覽する事なり。

神龜三年始めて諸國より召し登せらる。寛平七年には童相撲を御覽ありき。すべて相撲のおこりを申すに、垂仁天皇七年七月に、當麻の邑に勇士あり。名をば當麻蹶速といふ。力強き事角をも裂きつべし。天皇この由を聞こし召して、これにつがふべき人を、群臣に尋ね

られしかば、出雲國に健きをのこあり。野見宿禰と申す者の侍る由を奏す。則ちこれを召して、相撲を御覽せらる。野見宿禰力や勝りたりけん、蹶速が腰をうちくちきて、たちどころに踏み殺し侍りき。是れ相撲の始ならむかし。

百十五 祈年穀奉幣

是れは年穀を祈らむが爲に、廿二社に幣を奉らる。二月と七月と二たびあり。委しき事はさきに記し了りぬ。

百十六 仁王會

是れも春の所にある。

●八月

百十七 八朔風俗

此の事は、更に本説なし。又正體にもあらず。堅固世俗の風儀なり。ある假名の記に、建長の頃より此の事あり。初は田の實とて、米を折敷

かはらけなどに入れて、人の許へ遣しけるとかや。又圓明寺太閤の文永の記に、此の七八年より此の方、殊に天下に流布せる由、載せられたり。誠に建長の頃よりの事なるべきか。

「堅固」とは、たしかになどいへる副詞にて、當時の語なり。田の實は、米のことをいふ。折敷は、盆の類。圓明寺太閤は一條前、關白實經公なり。

或説には、後嵯峨院いまだ若宮にて、外戚通方卿の亭に御座ありし時、御閑素を慰め申さんとて、近習の男女、密々に奉りけるに、其の後ふしぎに聖運を開かせ給ひしかば、御嘉瑞なりとて、内々御さだありけるなども申し傳へたり。彼れ是れいづれもたしかなる事なし。又眞實始まりたる年紀も分明ならず。譬へば、後嵯峨院の御治世の時分よりの事なるべきにや。然るに、今年中行事の中に記し加ふる事、詮なしといへども、此の頃殊に世に盛にもちあそぶ事なれば、筆のついでに記し侍るなり。猶々まことしき公事にては、ゆめくあるまじきなり。

此の風俗、後嵯峨院の御宇よりといふも、さる事なめれど、胡曹抄には、正應二年御記云、けふ家々のいとなみにて、たのむ人に物奉る。此の事は、じまりて三十にも多くありけむとよぼゆ。就、此御記、勅之後深草院、御代、建長の比、ほひより事おこれるにや。宗尊親王の時代なるべしと記せり。宗尊親王は、鎌倉の將軍なり。康富記文安五年八月一日の條に、八朔禮の事を、鎌倉より事起、之由所語傳也と見ゆ。又速見見聞私記といふ書には、後深草院人皇八十八代の主なり。然れば八十八は、則ち米の字なるゆゑ、これをもて田の實と稱して、八朔に御祝ありしと思はる。田の實とは、米の事なりとぞ。猶後世は、訛りてたのむともいへるにか。梅松論、足利尊氏卿の、心ひろく物惜みの氣なきをいふ所に、八月一日たのむなどに、諸人の進物ども數も知らずありしかども、皆人に下し賜ふといへるを見て知るべし。

百十八 釋奠 上丁日

春二月におなじ。

百十九 北野祭 四日

北野の天神の御事は、人みな知れる事にて侍れど、あらく記し侍るべし。昔延喜の聖帝に、右大臣從二位菅原朝臣とて、仕うまつらせ

給ふ。御父は參議是善卿と申し侍りき。昌泰四年四月廿五日、左大臣時平公の讒言によりて、太宰帥にうつされ給ふ。其の外十二人、同じき廿七日に左遷せらる。延喜三年二月廿五日、配所にして遂にかくれ給ふ。

「太宰帥は九州二島を總管する役所の長官の稱なれど、右大臣の帥に遷さるとは、則ち左遷にて、全く島流しなり。されば官名はあれど、實務には毫もたづさはらず、罪人として取扱はれ、蟄居してあるなり。左遷は昔支那にて右を尊みて、左を卑くしたる時代の詞にて、官位を貶さるゝを、左遷とも左降ともいへるなり。其の外十二人は、いづれも公の子息たちなり。」

其の後天滿天神と申し奉りて、天下舉りて、崇め奉る。延喜の御時より、漸く天神の御靈とて、世の中に恐ろしき事ども出て來しかば、延喜廿三年四月廿日に、又宣命を下して、贈官贈位などの事ありて、昌泰四年の宣命をば焼き捨てらる。天曆元年七月に、託宣ありて、右近の馬場に跡を垂れ給ふ。けふの祭は、一條院の時より始めらる。官幣

など祇園におなじ。

「天神の御靈云々」とは、延喜八年五月廿六日、清涼殿に落雷して、希世清貫等の横死せるを、此の神の祟りなりといひ出てたる事なり。宣命は勅旨を國文にかきたる贈位贈官の告文なり。昌泰四年のは、公の官位を貶して、太宰帥とすとの御爵文をいふ。跡を垂るは神と顯はれ給ふこと前にもいへり。

百廿 定考

十一日

是れは昔六位以上の加階をする人は、彼の藝能、行跡、恪勤を擇びて、榮爵を給ひけるなり。上卿、官の東の廳の座に著きて、事を行ふ。次に朝所について、三献の儀式あり。次に宴穩の座につく。又おのく三獻あり。かざしの華を、上卿以下の冠にさす。大臣は白菊、納言は黃菊、參議は龍膽、其の外は、皆時の花をさす。造花にあらず。

「定考は、逆にカウチャウと讀むべき例なる由、本文の末にもいへるが如し。名目抄の註に、六位に五位を授くる事なり。二月列見に撰み置きて、四月擬階奏に奏聞し、今日其の考を定めて、五位を授くるなりと記せり。恪勤は、慎みてよくつとむるをいふ。榮爵は宜しき位なり。こゝにては五位の事をいふ。名目抄に、爵とは諸位の惣號なる由

いへり朝所宴穩座等列見の條に註せしことどもなれば略す。

大かたは、二月の列見に同じ。式兵の兩省より、諸司の輩の上日を選成する事を、列見といふ。それをかき集めて奏するを擬階奏といふ。此の人々をえらび出して定め侍るを、定考カキテとは申すなり。定考と文字にはかきて侍れど、考定と、さかさまに讀み侍るが、口傳にて侍るなり。選叙令に委しき事は載せたり。其の儀式などは、次第に見えたり。十二日には、又小定考とて、大辨以下の入、東の廳に着きて、行ふ事あり。

「上日」とは、諸役人の上番せし日數、即ち勤めたる日かずをいふ。前にもいへり、次第とあるは江家次第といふ書のこと、小定考は、名目抄に、これは逆にあらずとあり、番長以下の考を定むるなり。

百廿一 石清水放生會

十五日

内裏にては異なる事なし。上卿、宰相、辨、衛府など男山にむかふ。宣命、内藏寮の使にたまふ。抑、八幡大菩薩と申し奉るは、人王第十六代の

帝、應神天皇の御事なり。仲哀天皇の第四の皇子、御母は神功皇后なり。胎中天皇とも、又は譽田天皇とも名つけ奉る。天下を志ろしめすこと、四十一年、百十一歳の寶算をたもたせ給ふ。欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形池といふ所に跡を垂れ給ふ。人王十六代譽田、八幡丸なりと託宣ありき。譽田は元の御名、八幡は垂跡の號、後は豊前の國宇佐の宮に鎮まり給ひしかば、聖武天皇東大寺建立の後、巡禮志給ふべき由託宣あり。仍て威儀をととのへて迎へ申さる。又神託ありて御出家京の儀ありき。やがて彼の寺に勸請申さる。されど勅使などは猶宇佐に参りき。清和の御時は、大安寺の僧行教、宇佐に詣てたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷り住ませ給ふ。然ありし後は、行幸も奉幣も、石清水に在り。一代に一度宇佐へも勅使を奉らる。二所の宗廟と申すは、天照大神に、八幡大菩薩の御事なり。

「胎中譽田」の御名の事、史上に著きことにて、人の知る所なればいはず、欽明天皇といふより以下すべて神皇正統記の文のまゝなり。肥後の國「菱形」とは正統記にもかくあれど、豊前の國の誤りなるべき由、諸註にいふ所なり。跡を垂るとは、天竺の佛の權に日本の地に、跡を垂れて神と顯れたる由をいふ。巡禮し給ふべき由の託宣は、東大寺要録に見ゆ。御出家は諸本御出京とあるは、京都に出て給ふ由か。されど正統記に御出家とある方に就いていはゞ、最初譽田、八幡磨なりと託宣ありしが、更に神託ありて、御出家なされしかば、頓て寺内に勤精し奉れる由にも聞こゆ。行教は紀氏、武内宿禰十五代孫魚弼の男といふ。

八幡大菩薩と申す御名は、御託宣に、得道來不動法性示、八正道垂權、迹皆得解脱苦衆生故、號八幡大菩薩とあり。正八とは、内典に、正見、正惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正念、これを八正道といふ。大よそ心正なれば、心口はおのづから清まる。三業に邪なくして、内外真正なるを、諸佛出世の本源とす。神明の垂迹も皆これが爲なり。又は八方に八色の幡を立つる事あり。密教の習に西方阿彌陀の三昧邪形なり。其の故にや。行教和尚には、彌陀三尊の形にて見えさせ給ひけり。光

明袈裟の上、うつらせまし、けるを、頂戴して、男山には安置申されけるとぞ。神明の本地をいふ事、正しからぬ類ひ多く侍れど、大菩薩の垂迹は、昔より明らかなる證據おはしますにや。或ひは又、昔靈鷲山にして、妙法花經を説くとも、或ひは彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも、託宣し給ふ。中にも、八正の幡を立て、八方の衆生を濟度し給ふ本誓、よく、思ひ入りて崇敬し奉るべきなり。

是れまで正統記の文なり。内典は、佛教の書のこと。三業とは、身口意の三つなり。密教は眞言宗、三昧邪形は阿彌陀、勢至、觀音の三昧なり。續古事談に、行教字佐、宮に參籠して、御體を見奉らんと祈念せしに、袈裟の上に、阿彌陀三尊の現じ給へる譚を記せり。本地とは、佛菩薩の本國、天竺をさすにて、垂迹の神の本地といふ義なり。本誓は神佛の素願といはんが如し。

さて放生會の起こりは、元正天皇の御宇、養老四年九月、異國襲來の時、大菩薩の神力によて、たやすく異敵を退け侍りて、後、大菩薩の託宣に、合戦の間、多くの人を殺しぬ。放生會を行ふべきなりとありし

によて、毎年に諸國にて、此の事あり。放生のいみじき事、最勝王經の長者子流水品の、池魚の事より興ここれるにや。誠に生けるを放つ御誓のほど、深かるべし。

「異國襲來」とあれど、水鏡には大隅日向の國に、おほやけに従ひ奉らぬものどもありしかば、云々と見ゆるのみにて、外寇の事は聞こえず。又此の戰のために、放生會をすべしと託宣ありし由同書にあり。長者子流水品は、金光明最勝王經第九卷の名なり。集釋に右の經の原文を載せたり。長者の子名を流水といふ者あり。慈悲の心深くして、廣く惠施を行ひて自ら娛めり。ある時遊行して、空澤中深險の所を過ぎしに、大池あり。野生と名づく。其の水將に盡さんとし、十千の魚涸死せんとす。流水これを哀れみ、大王の許に至り、請うて二十の大象を借り來り、水を決する所に至り、皮囊に水を盛りて象に負はしめ、池に至りて池中に瀉置せしかば、池水即ち滿ちぬ。又其の魚の、餓ゑて食を求むるを哀れみ、家にあらゆる食物を收取し來たらしめて、偏く池中に散じて、十千の餓魚を濟ひたり。この流水は、即佛なる由を告げ給へりとなり。以上集釋に引ける原文を和解して、大意を摘みたるなり。

延久二年より、行幸に准ぜられて、六府以下供奉する事にはなれり。早日に猪鼻を神輿下らせ給ふ時は、行幸の儀式にて、音樂の聲雲を

とゞめ、衣冠の裝日に耀く。それに引きかへて、還幸のありさまは、神人法師ばらにいたるまで、白杖をひきて、還らぬ道に送り奉る儀式なり。朝に紅顔ありて世路にほこれども、夕には白骨と成りて郊原に朽ちぬと申す、世の有様を示し給ふ、神慮のほど量り難く尊き事どもなり。

「猪鼻」は、坂の出崎なりと集釋に註せり。音樂の聲雲をとゞめは、列子に見えたる、奏青の故事にて、青の悲歌せし時、聲林木に振ひ、響行雲を遏むとある是れなり。白杖は、白杖にて作る後世の六尺棒なり。御葬禮の供奉人の突くものとぞ。但し西宮記には、踏歌の供奉人の、白杖もつ、事見え、保元物語には、賀茂の神人白杖を以て、法師を打ちたる事も見ゆ。思ふに警固のため、の用と見ゆれば、葬禮には限るべからず。朝に紅顔云々この句は、和漢朗詠集下に出たり。冷泉院の女御、莊子女王、中陰の願文中の語とぞ。作者、集釋には慶保胤とあれど、然らず、藤少將義孝なり。

百廿二 駒牽

十六日

駒牽の外は近代皆逗留の由なり

けふは信濃の勅旨、牧の馬を奉る。六十疋なり。もとは十五日にて侍りしかども、朱雀院の御國忌に當るによて、十六日になさる。天皇南

殿に出御なりて、御馬を御覽ず。上卿御馬の解文を奏す。事はて、公卿以下次第に御馬を給はる。馬の差綱をとりて、御前に進みて一拜す。取りのこしの御馬をば、引分の使とて、次將をもて、院東宮など、然るべき所々へまゐる。十七日には、又甲斐の國の穗坂の御馬を牽かる。廿日には、武藏の國小野の御馬四十疋ひかる。其の外秩父の御馬廿疋、立野の御馬十五疋、毎年奉る。廿三日には、信濃の望月の御馬廿疋、廿八日には、上野の御馬五十疋ひかる。さしたる事なし。

十六日の下、駒牽の外は云々とある一句古本になし。後人のかき加へたるものなるべし。勅旨牧は、諸國にあまたある牧地の中にて、牽き出だして貢ぎ奉るべき由、勅旨ある牧をいふにて、此の外のは非常に備へおかるゝなり。解文は、馬の毛色を一々書き付けたる貢馬の送り状なり。次將は近衛の中少將をいふ。

百廿三 季、御讀經

二月八月、年に二度あり。

●九月

百廿四 御燈

三日

三月におなじ。

百廿五 不堪田奏

七日 或曰九月五日

是れは諸國の田の損亡したる所々の目錄をして奉る。それにつきて、租税を三分二など免じ給ふ事あり。こまかに諸國より坪付帳を奉れば、大臣陣につきて定め申して、諸國に施行し侍りしなり。つくりには堪へざる田といふ心に、不堪田と申すなり。其の外さしたる事なし。

不堪田は、古書に多く不堪佃田とあり。佃の字なきは略せるか。坪付帳は、損亡の田坪を、何程と記したる帳簿なり。

百廿六 重陽宴

九日

九月九日は、節日にて侍れば、菊花の宴行はるゝなり。是れを重陽宴と申す。九月九日は、月と日と九陽の數にかなふが故に、重陽とはい

ふなり。昔は天子南殿に出御なりて、節會行はる。上達部御子たちより始めて、其の道のは、皆探韻たまはり、文作りて文臺にすゑて講ぜらる。十月の旬のみにあらず、今日も氷魚を賜ふ例あり。

「上達部上にいへり、みこたちは親王方、其の道は文學に堪能なるをいふ、探韻は人々各自に韻字を分けて詩作ること、文とありて、昔は詩のことをいふ、十月の旬のことは後にあり、氷魚は九月より十二月まで、専ら宇治川にてとるなり、白魚に似て少し大なり。」

又群臣に菊酒を賜はる。大かたは五日の節會に同じ。御帳の左右に、茱萸の囊をかけ、御前に菊瓶を置く。又は茱萸の房を折りて、頭にさしはさめば、悪氣をさるといふ本文あり。昔費長房といふ仙人、汝南の桓景に語りて曰はく、九月九日汝が家に災あるべし。茱萸の囊を縫ひて臂にかけ、山に登りて菊酒を飲まば、此の災消ゆべしと申しければ、其の日に至りて、教の如くせしかば、其の身は恙なくして、家中の鶏犬羊悉く死にたり。かやうのく功の能う侍るによて、けふは菊酒

をのむといひ傳へたり。

「茱萸はグミといふ灌木、胡頹子とかくを正しとす。茱萸は別物なりといへど、世俗大かた此の字を通用す。費長房といふ仙人の物語は、續齊諧記といふ漢籍にある事とて、集釋には其の原文を引きのせたり。」

百廿七 例幣 十一日

一日よりけふに至るまで、僧尼重輕服オモカサカサの人參内せず。是れは大神事なる故なり。例幣とは伊勢大神宮へ御幣を奉らせ給ふ。毎年の御事なるによて、例幣とは申す也。昔は神祇官へ行幸なりて、此の事行はる。祭主中臣忌部卜部など参りて、御幣を請けとりて出づ。使の王御馬申す事など、常の奉幣の如し。此の事朱雀院の御時より始まる。

「例幣は、此の月十七日神嘗祭を行はるゝにより、今日京都より幣帛を奉送する儀なり。重輕服は、父母君夫の喪服一年するを重服とし、其の他近親五月以下の喪服するを輕服といふなり。御幣は前にもいへる如く、錦綾絹神馬等の類をいふ。祭主は伊勢神宮に奉仕し、祭祀其の外の事を掌る總官なり。神祇官の大副の兼官にて、中臣氏の人これを世襲する例なりき。中臣忌部以下、皆神祇官の役人なり。使の王は、諸王の中

より選任せられて、例幣使と號し、伊勢へ派遣せらるゝなり。

今神風の伊勢の國に御鎮座ありし事を思ふに、垂仁天皇の廿五年三月に、倭姫命ヤマトヒメノミコトの大神を大神をしへ大神によて、五十鈴の川上に神宮を造らる。偕外宮は、内宮鎮座の後四百八十四年を経て、雄略天皇の御宇に跡を垂れさせたまふ。養老五年九月十一日に、始めて官幣を奉らる。

「神風のは伊勢といはん枕詞なる事は、知らぬ人なけれど、其の意は諸説區々にして一定せず。集釋に引ける伊勢國風土記には、伊勢津彦といふ神、其の國を神武天皇に奉獻して、己れ其の地を去らむとて、吾れ今夜を以て八風を起こし、海水を吹かせ、波浪に乗りて東に入らむとす。といはれたる、此の故事によりて、神風を伊勢の枕詞とす。とあるは、この枕詞出来てより後に、案出したる説なり。眞淵翁は神風の息イなれば、息のイにかゝる枕詞なりといへり。その外、荒木田久老、鹿持雅澄などもさまざま考案して立てたる説あれど、いづれもげにと諾はるゝもなし。倭姫命は垂仁天皇の皇女なり、此の段は日本紀垂仁天皇二十五年三月の條に、天照大神倭姫命に誨へて曰はく、是の神風の伊勢の國は云々、是の國に居らむと欲すと、故大神の教のまゝに、其の祠を伊勢の國に立つ。因て齋宮を五十鈴川上に興つとある事實に據りて、かかれたるに、倭姫命の誨によてとありては、義通せず。必ずや命の下に、大神の誨とあ

りしを脱せしならむ、外宮は豊受大神なり。

百廿八 撰蟲

是れは、あながち式ある事にはあらず。殿上の逍遙とて、殿上人どもあそびて、嵯峨野などへ向かひて、蟲を籠にえらび入れて奉る。是れは堀河院の御時より始まる。おほよそ、松蟲鈴蟲などは、誰れ人も内裏に奉る。又賀茂の社司などに仰せられても召されけるとぞ。

この段は、禁秘抄に記載し給ふ所によりて、かゝれたりと見ゆ、別に註すべき事なし。

●十月

百廿九 旬 朔日

十月一日は、まづ御衣がへあり。掃部寮夏の御装束を撤して、冬のに改め更ふ。天皇南殿に出御ありて、節會あり。是れを孟冬の旬とは申すなり。二獻の後、氷魚を群臣にたまふ。孟夏の旬には扇を賜ふ。大かたの儀は孟夏に同じ。近頃は宜陽殿にて平座あり。賜氷魚儀、陪膳、采

女隨天氣御膳の氷魚を取りて、王卿に賜ふ。王卿搔取之なり。鹽を添へて賜ふを、鹽にさして喰ふなり。

「旬は四月一日孟夏、旬と、この十月朔日の旬とを、二孟、旬と稱するなり。猶孟夏、旬の條を合せ見るべし。夏の御裝束は、殿中の裝飾なり。衣にはあらず。平座は出御なき時、平安に座して酒祿を賜はる義なり。賜氷魚以下古本になし。顛倒よみの文句も、他の例と異なれば、後人の書き加へたるものか。」

百三十 豚子餅

上、亥、日

此の餅は内藏察より供へ奉る。朝餉にてきこしめす。十月の亥日、餅を食すれば、病なしといふ本説あり。この事いつ頃より始まるとも見えず。延喜式に載せられたれば、往古よりはやありける事ならむかし。承安四年にさたありて、大外記頼重、師尙など勘文を参らす。それも本朝の起こりをば、たしかにも申さず。皆本書本説をのせたり。

「本説とは、據りどころある説をいふにて、次の大外記某等の勘文にひける。群忌隆集、雜五行書等の文をさすなり。頼重は清原氏系圖に見えず。年中行事秘抄には、頼業と

あり。此の人堀河院の頃の人なり。頼重とあるは誤なるべし。師尙は中原氏、師元の子なり。勘文は政事要略卷廿五に出でたるを、秘抄にも引けり。群忌隆集云十月、亥日食餅除萬病。雜五行書云、十月亥、日食餅令人無病などある類是れなり。

百三十一 射場始

五日

まづ此の月の三日に、左右衛門弓場の棚を築く。その日は天子弓場殿に出でさせ給ひて、弓を御覽するなり。公卿以下束帯にてこれを射る。天子御射席を敷かれて、弓矢を御座の左右の脇にたてらる。是れ群臣と齊しく、弓を射たまふよしなり。誠に文武二つの道は、一つを缺くべからざるが故に、今天子も弓場殿に出でさせ給ひて、武道ををならはせ給ふなり。口傳に射場始なくば、明年賭弓あるべからず。賭弓なくば、相撲の節ある可からずと申すなり。

「射場始といふと、年の始ならばこそあれ、十月になりてかくいふはいかなる義にか。按ずるに、年中行事秘抄には、月令曰、天子命將帥講武習射、御角力爲仲冬將大閱簡習之とあり。昔は十一月に、主上群臣の武技を閲し給ふ儀ありしにか。さらば明年正月の賭弓行はれんため、まづ今年十月に、射場開き初め給ふよしにて、射場始とは稱

するならむ。期は賭弓の條に註せり。弓場殿は校書殿。明年の二字は諸本になし。年中行事秘抄によりて補ふ。

百三十二 殘菊宴 五日

昔菊花の宴は、九月九日にて、又殘菊の宴とて、十月五日に行はれしなり。是れも群臣詩を作り、酒を賜ふ事重陽におなじ。

百三十三 興福寺法華會 六日

九月三十日より七ヶ日の間、南圓堂にして妙法の大會を開かしむ。是れは十月六日、長岡大臣内鷹の御忌日によてなり。閑院、贈太政大臣冬嗣公は、彼大臣の御子たるによて、父の御ため、はじめて行はせ給ひけるにや。さても興福寺南圓堂の本尊、不空羅索觀音の像、并に四天王の像は、長岡大臣の造立し給ひしを、後に閑院大臣の南圓堂をたて、この本尊を安置し給ひしなり。

長岡大臣は、大納言眞楯の子、不比等公の曾孫にあたる。長岡に住みければ、長岡大臣といふ。興福寺南圓堂、今も奈良に在り。不空羅索觀音は、七觀音の一つにして、生死の

大海に妙法蓮華の餌を下し、心念不空の索を以て、衆生の魚を釣取し、菩提の彼岸に送るを本誓とする故に、此の名をつくといふ。四天王は、持國、多聞、廣目、增長なり。

補陀落の南の岸に堂建て、北の藤波今ぞ榮えむ。と春日の明神、人夫の中に交はり給ひて、遊ばされし事は、此の南圓堂を建立の時なり。されば藤原氏も、南家、北家、式家、京家とて、四家に分れたりしかども、三家は絶えはて、北家のみ榮えぬ。ること、はひとへに彼の神歌の徳なるにや。

補陀落は梵語海島また小白華とも譯す。祖庭事苑といふ書に、觀音菩薩の居る所の山なり。南海中に在りと見ゆとぞ。さてこの歌は、新古今集十九卷にも、神皇正統記にも、のせたり。但しそれらには、下の句、今ぞ榮えん北の藤波と、句をおさかへてあり。南家は武智磨、北家は房前、式家は宇合、京家は麻呂を祖とす。皆不比等公の息なり。

百三十四 維摩會 十日

是れは十月十日より十六日に至るまで、七ヶ日の間、興福寺にて、維摩經を講ぜらる。十六日は大織冠の御忌日なる故なり。興福寺は、大

織冠の御願とはいひながら、其の御子淡海公こそ、誠には作り立てられしか。又は山階寺とも申すなり。大織冠病惱にかされ給ひて、今はと見えさせ給ひける時に、百濟の尼、名をば法明といふ人あり。大臣に申さく、我れ大乘を持す。名を維摩經といふ。其の經の中に、開疾品といふ所あり。もし是れを讀誦し給はば、御病は直らせ給ひてんと申すに、則ち此の一品を誦するに、未だ誦しも終はらざるに、大臣の御病直らせ給ひき。

「大織冠は鎌足公、忌日は天智天皇の七年十月十六日、山階寺といふわけは、始め此の寺は、鎌足公の夫人鏡、女王が公のために城州宇治郡山階郷に建立せられしによりてなり。其の後不比等公の時、今の奈良の地に遷されたるなり。淡海公は不比等公の證、大乘は教法の稱、一説に大般若を始め、六百卅七部の經とぞ。開疾品は維摩經十卷ある中、第五卷にあたる經なる由、集釋に註せり。

大臣稽首合掌して、生々世々、大乘に歸依せんと誓はせ給ふ。然るに、維摩會は和銅七年に、淡海公興行せられて、于今絶ゆる事なし。此の

會は、から國までも聞こえ侍るとかや。北野天神の御詩にも名聞三國、會留興福朝之爲、朝蓋是會力と作らせ給ひけるとなむ。

「和銅七年を政事要略には慶雲二年とあり。稽首は釋氏要覽に、頭を屈して地に至るとあるにて知るべし。

百卅五 大糧申文

「大糧申文とは、諸寮、諸司、諸衛府等、月俸食料などを願ふ書付を出す事なり。毎月ある事なるを、十月におしくるめて申すなりと、江次第考にいへり。按ずるに、此の題の次に、其の式を記せる本文のありしなるべし。諸本直に「初雪見參」と題して、其の間に文なきは、古くより脱せしなるべし。

百卅六 初雪見參

昔初雪のふる日、群臣參内し侍るを、初雪の見參と申すなり。桓武天皇延暦十一年十一月より始まる。初雪に限らず、深雪の時は必ず諸陣見參を取るといへり。此の事絶えて久し。一條院の御時より此の方、雪の山といふ事あり。清少納言記に見えたり、それは所の衆瀧口

など、大内に参じて、藤壺に雪山を築きしなり。雪の不足なる時は、所所の御願寺へ仰せられぬれば、執行法師これを奉りけり。春、雪も脊の鼻のかくる、程なれば、所の衆以下必ず参内して、雪山をつきけるとぞ。

「初雪、見参」とは、雪を豊年の瑞とて、めでたき事にすれば、群臣の参内するなり。見参は現参にて、現に参る事をいふ。諸陣とは、六府、瀧口、帯刀等の陣をいふ。陣は警固の爲、集り居る所なり。見参を取るとは、勅使諸陣に至りて、現に参りたる人々の連名書を取るなり。見参、文といふべきを、略しては唯見参とのみもいふなり。清少納言、記は枕草子のこと、執行法師は、寺の執事役僧をいふ。

●十一月

百卅七 御贖物

一日

六月におなじ。

百卅八 供忌火御飯

是れも六月におなじ。

百卅九 御曆奏

中務省より明年の曆を奉るを、昔は南殿に出御なりて、是れを御覽あり。出御なき時は、内侍所につく。白虎通に、周の世には、十一月を正月とす。是れを曆家に、天正月といふ。殷の代には、十二月を正月とす。地正月といふ。夏の世には、今の正月を正月とす。人正月といへり。十一月は一陽の始めて生ずる月なれば、一年の曆數を考へて、今日天子に奉るなるべし。我が朝に曆の始まりし事は、欽明天皇の十四年、百濟の博士が奉りけるとかや。

「白虎通は書名、漢の班固が作といふ。今日とあるは、十一月一日のこと

百四十 朔旦冬至

一日

是れは十一月一日の冬至にあたるをいふなり。廿年に一度まはる事にて、めでたき祥瑞なるによて、其の年は主上南殿に出御なりて、旬を行はる。公卿賀表を奉る事などあり。神龜二年十一月に、天皇大

安殿に出御にて、冬至の賀辭をうけたまふ由、國史にのせたり。我が朝のみにあらず、異國にもためしある事なり。年中行事にもあらず、あながち記すべきにはあらねども、日を定めたる事なれば、筆のついでに十一月一日の事に、聊か記し加へ侍るなり。

旬を行はる孟夏、旬の條見合すべし。賀表は大臣より身柄よき儒士に仰せて、作らしむるなり。大安殿に、オホアンドノと假名つけたる本はわろし。オホヤスミドノと訓みて、大極殿のことなり。

百四十一 相嘗祭

上、卯、日

神祇令には、大倭、住吉、大神、穴師、恩智、意富、葛木、鴨、紀伊、國、日前等なり。神主おのく、官幣をうけて執り行ふ。近き頃は絶えて沙汰なし。延喜式には、相嘗祭の神七十一座と見えたり。相嘗とかいて、あひむべの祭とよむなり。

「相嘗は神と天皇と、相共に新稻にて造れる酒をさこしめし、饗したまふ故に名づく。アヒムベと稱ふるは、アヒニへの音便なり。ニへは新饗の約まりたることにて、新稻

を以て饗する義なりと、古事記傳にいへり。穴師は大和城上郡、恩智は河内高安、意富は大和十市、葛木鴨も同國葛上郡に在り。神祇官においてかねて各社の神主に幣物を頒ち置かれ、今日各社に奉りて祭るなり。

百四十二 宗像祭

同日

筑紫の胸形社の祭なり。氏人これを執り行ふ。此の神は天照大神と、素盞鳴尊と誓ひ給ひし時、素盞鳴尊の生み給ひし御神なり。田心姫命、湍織津姫命、市杵嶋姫命、この三神なり。日本紀の神代上卷に委しき事は見えたり。

「筑紫は筑前をさす。宗像郡に鎮座する神なればしかいふ。氏人は宗像を氏に名のる人にて、大己貴神の末葉なり。湍織津姫は別名を湍津島姫と申す。神代紀にはこの方をかけり。

百四十三 山科祭

上、巳、日

四月におなじ。

百四十四 平野祭

上、申、日

是れも四月に同じ。臨時の祭も同じくあり。

百四十五 春日祭 同日

是れも二月に同じ。

百四十六 杜本祭 同日

四月におなじ。

百四十七 當麻祭 同日

同じ。

百四十八 率川祭 上酉日

二月に同じ。

百四十九 梅宮祭 同日

四月に同じ。

百五十 當宗祭 同日

四月に同じ。

百五十一 中山祭 同日

おなじ。

百五十二 松尾祭 同日

四月に同じ。但し冬は酉の日なり。夏は上の申の日なるべし。

百五十三 大原野祭 中子日

二月に同じ。春は上卯日なり。冬は子日なり。

百五十四 園井韓神祭 中丑日

二月に同じ。中丑日とはいへども、新嘗祭より後ならば用ゐず。たゞ上丑日あるべし。

百五十五 五節 同日 丑二つある時は上丑を用或ひは下丑日用也

中丑日をば、五節の帳臺マシ試といふ。常寧殿にて主上御覽あり。五節の舞姫は五人なり。まゐりの儀式あり。うちく参るをば曉座といふ。皆参りととのほりて、帳臺に出御なり。殿上人ども、脂燭にさぶらふ。

主上御直衣に御指貫にて、御沓をめさる。主上の御指貫をめさるゝ事は、この時の外はなし、但し御鞠の時は、帳臺、試に准じてめさるゝなり。

「五節」とは、本文の末に、天女天降りて、天の羽衣の袖を五度翻し、云々とありて、古き書にもかゝる由に記したれど、附會の説取るに足らず、高田與清の説に、政治要略廿七に、本朝月令を引いて、天武天皇吉野にて、天津少女が舞を見給ひし由あるは、其の頃大友皇子の天下を奪はんとて、さまざまの工夫計畧中なれば、人を歸順せしめん爲に、漢土の五節に据りて、作り出でられし妄説なり、漢土の五節は、左傳、昭公元年の條に、晋平侯云々、醫和曰、節之、先王之樂所以節百事也、故有五節、註云、五聲之節也、と見ゆ云々といへり、五聲は、遲速本末中聲をいふにて、五節の稱もこれによれるなり、題の下に、丑二つある時は、云々とある一句は、後の加筆か、帳臺は、天皇の御座所なり、床の上に疊二帖を敷き、四隅に帳の臺をすゑ、細き柱をたて、帷帳を垂るゝなり、委しくは、宮殿調度圖解にあり、ついで見るべし、曉座は、建武中行事に、曉參とあり、いづれにても、聞こゆ、脂燭は、松の木を一尺五寸ほどに細く削り、紙をまき油をひいて、點火の料とするなり、指貫は、結り袴なり、裝束圖解に委しく記しおけり、御鞠とあるは、蹴鞠の事なり。

帳臺にれはします程、亂舞あり、びんだたらなど、謠ふ。大歌小歌などいふ事あり、寅日は、殿上の淵醉あり、朗詠、今様などうたひて、三獻はてゝ、亂舞あり、次第に沓をはきて、北の陣をめぐりて、五節所にむかふ。

「亂舞」は、殿上人たちの歌うたひつゝ、舞ふ事なり、びんだたらは、郢曲の名、其の詞は、びんだたら、あゆかせはこそ、ゆかせばこそ、あいぎやうついたれ、やれこととうとう、大歌は古風の歌、小歌は當世の歌、淵醉の淵は、深といふに同じ、殿上にて御酒賜はりて、飲みあそぶ、後世無禮講の酒盛といへるものゝ如し、朗詠は一種の曲節を以て、詩句を詠吟すること、今様は當世調の流行歌、三獻は御藥の條にいへり、沓をはきとは、殿上の酒宴、終はりて、五節所へ向かはんとてなり、北の陣は、玄輝門、五節所は、常寧殿のうちなり。

其の後所々に参りて、推參などあり、郢曲の輩、おしてまゐらむなどうたふ、后、宮女院など、淵醉あれば、けふあすの程なり、今日御前の試あり、御殿の廂にて、亂舞あり、櫛などを置かる、昔は年々に行はる、今は大嘗會の時より外はなきにや、昔は狩の使などいふ事あり、けれ

ば、けふ五節所に賜はらむ爲に、交野の雉などをめされしに、使のありしを、狩の使とは申すなり。

「郢曲」とは催馬樂今様などの唱歌をいふ。郢とは支那の國の名、その聲曲の艶靡なりといふより、當世調の宴席にうたふ曲の類を、郢曲と名づく。これに堪能なる殿上人を、郢曲の聲といふ。おしてまゐらむは、今様、思の津といふ曲の、思ひの津に船のよれかし。星のまぎれに、推して参らむとあるを、歌ふなり。建武年中行事に、おしてまいたん」とあるは、まゐらむの誤字なり。后宮女院など淵醉云々とあるは、殿上のみならず、院宮等にて、賜宴あらんには、今明の内にあるべしとなり。櫛を置くは、舞姫の色々の紙に、櫛をつゝみて、さし置きて退出するなり。狩使は、藏人の役、交野は、河内國交野郡のうちの原野なり。

卯、日は童女御覽、清凉殿にめして御覽ず。下仕殿上にめす。抑、五節の舞姫のおこりは、昔天武天皇芳野の宮にましく、て、琴を引き給ひし時、前の峯より、天女あまくだりて、天の羽衣の袖を、五度翻して、をとめどもをとめさびすもから玉を、袂にまきてをとめさびすも、と謠ひけるとかや。然るを天平五年五月に、まきしく内裏にて、五節の

舞はありけるとぞ。

「下仕は舞姫の介錯の女なり」とめさびすとは、少女の振舞すといはん程のこと、から玉はあから明玉の略言なり。

百五十六 鎮魂祭

中、寅、日

それ人には魂魄の二つの靈あり。魂は陽氣、魄は陰氣なり。此の祭は離遊の運魂をまねきて、身體の中府に鎮むる功能あり。宇摩志麻治、命の時より事起こるよし、舊事本紀などに見えたり。此の祭を、如法に行はるれば、殊勝の御祈となるべきにや。然れば、白河院は、御脱履の後、院中にて猶行はれ侍りき。東宮中宮にても、年々ある事なり。天安二年にとめられ侍りしを、興行せられて、貞觀元年十一月、神祇官にて行はる。今は年々の事になれり。

「離遊の運魂云々は、神祇令の義解の文なり。中府は肺腑なり。宇摩志麻治令云々と、集釋にも引ける通り、此の命初めて瑞寶を齋ひて、帝后のみために、御魂を鎮祭し、壽祚を祈請すと、舊事本紀にあるをいふ。脱履は御讓位のこと、昔もろこし、堯帝、天位を

舜に譲ること、履を脱けるが如く易くせりとの故事よりいふなり

百五十七 新嘗會 中、卯、日

新嘗會は、神今食に同じ。ひらての數十二なり。其の外かはらず。是れは今年の初稻を、神に奉らせ給ふ義なり。代の始には、大嘗會といひ、年ごとのをば、新嘗會と申すなり。ト食の人々、摺衣日蔭を着す。用明天皇二年四月より、新嘗の事は始まる。大かたは神代より事起これり。日本紀にも、天照大神新嘗きこしめすと見えたり。

「新嘗」をニヒナメと唱ふるは、新稻獲の約まりたるなるべし。天皇新穀を神に奉りて、今年の農事の終はれるを報賽し給ふなり。ひらては葉盤とかける字の意にて、柏の葉を竹針にてさし合せて、皿の如くしたるもの、之れに食物など盛りて、高坏の上にする。て神に奉るなり。代の始云々は、天皇六月以前に御即位あらば、當年大嘗會とて行はれ、六月以後ならば、翌年行はるゝなり。ト食の字は、文選東京賦より出でたるにて、祭官たるべく、トに合ひたる者をいふ。摺衣は小忌衣ともいふ。神今食の條に註せり。日蔭は、元は日かげといふ。蔓をかけしなるべし。後には白き糸を上卷にひす。次冠の上より左右に入筋、あるは十二筋ほど垂るゝなり。

百五十八 豊明節會 中、辰、日

是れは今年の稻を、神に奉らせ給ひて、君もきこしめし、臣下にも給ふ故に、節會行はる。新嘗の祭に参りたる上卿、宰相、辨、小忌をきる。よべは諸司の小忌を、束帶の上に着たるを、けふはうるはしく、青摺を用ゐる。上卿宰相、外辨の上首を勤む。南殿の廂に元子をまうけて、内辨以下座につく。白酒、黒酒の盃をとり、大歌、別當大辨催して、舞姫のほり、五度袖をかへして歸り入る。事に堪へたる上達部、五節所とぶらひて、催馬樂などうたふ。節會の儀常の如し。

「豊明」の豊は美稱、明は酒のみて、醉顔の赤らむよしにて、明とかけるは借字なり。上卿は前にも所々にあり、公事の奉行の大臣、または納言などなり。宰相は参議の唐名、辨は大辨といふ官なり。諸司の小忌は、私小忌とて、私に用意して着用するものあるに對して上より貸し渡さるゝ服をいふ。縫ひやう相違あり、粗末なる服なり。うるはしくは古く端正の字をよめり。今美麗なる事にいへど、然らず。外辨、内辨、元子は、いづれも元日、節會の條に註し、白酒、黒酒は、神今食の條にいへり。大歌は大歌所の略、上西門内圖書寮の東に在りて、神樂催馬樂を始め、風俗歌とて、諸國の古謠舞伎などを教

習せし所と見ゆ。按ずるに、雅樂寮において、専ら唐樂高麗樂を教習するに對し、我が國の古風の歌曲を、此の所にて物せしなるべし。別當は本官ある者の、別に他の役務に當る意にて、まづ此の所の長官なり。上古は親王の中、或は納言以上の人之れに補すと、職原抄に見えれば、高き職なり。大辨催しとは、大辨に仰する事と聞ゆれど、建武年中行事には、大歌とあり。此の方よろし。大歌の所員を催誘して、舞姬を呼び出だすなるべし。節會は集會酒宴する事なり。

節會の程、露臺の亂舞なり。びんだたら謠ふ。殿上人の立ち様などあり。昔は節會の座にて、御遊ある事あり。事に堪へたる人々を、御帳の東に近く召して、此の事あり。ふんのつかさに御琴めす。御手ならしといふ。十六日の節會などにも、時に隨ひて此の事はありしなり。今日辰の日の節會は、大嘗會の時は、辰、日を悠紀の節會、巳、日を主基の節會と申すにや。

露臺とは、紫宸殿と仁壽殿との間なる屋蓋なき渡廊なり。殿上人立ち様とは、殿上人の立ち舞ひ歌ふ事に、定まれる様のあるなり。代始和抄に、露臺の亂舞といふ事あり。渡廊に殿上人立ち並びて、藏人、頭わき戸のうちにて、袖をかへす事などあり。と見え

たる是れなり。御遊は管絃の合奏、事に堪へたるは、音樂に堪能なる人、ふんのつかさは、後宮に屬する書司といふ役所のこと。此の司は、書籍筆墨絲竹の事を職掌とするなり。悠紀は齋み清まはる義、主基は次の意といへど、然らず。溼き清まはる義の名なり。大極殿の前に、別々に立つる假屋にて、悠紀は天神を祭り、主基は地祇を祀るなり。凡そ大嘗會の事は、群書類聚の中に收めたる、代始和抄といふ書あり。假名文にして解し易ければ、志ある者はかの書を見るべし。

百五十九 吉田、祭 中、申、日

四月におなじ。

百六十 日吉、祭 同日

おなじ。

百六十一 日吉、臨時祭 同日

是れは建曆三年十一月十八日より始めて、殿上の使を立てらる。過ぎぬる八月に、延曆寺の衆徒、長樂寺にて官兵の爲に多く誅せらる。かやらの事によて、其の比より御願ありけるとなん。

長樂寺は祇園の北に在り。さて此の事の起ころは、集釋に東鑑の文を引かれたり。同

年七月廿五日、清水寺の法師、一堂を建立せしに、其の地清閑寺の領内にかゝるとて、彼の寺僧怒りて争論に及びぬ。然るに清水は南都興福寺の末寺、清閑寺は叡山の末寺なれば、其の争ひ延いて兩本山の軋轢となり。清水にて城を構へければ、山僧は又長樂寺に集會し、遂に干戈に訴へんとせり。是れによりて、朝廷より使を雙方に遣はし、まづ清水寺には其の城を破却し、武備を制止すべく仰せ含められたるに、寺僧はこれを承伏せり。次て長樂寺の方をも制止せられしに、承伏せざるのみか、荒法師等、惡口放言して使者を耻かしめぬ。其の儀ならばと、北面の武士に仰せて、彼の寺を圍み、悉く生捕らしむ。これが爲に、誅せられし者十餘人あり。かゝれば山僧は、又これを怒りて、中堂を打付け、三昧堂の燈を滅し、七社以下の御鏡御籬を截り落しなど、狼籍を致したりといふ。是れ集釋に引ける、東鑑の大要なり。是れに因り、神慮を宥められむ爲に、臨時祭は始まりぬとなり。

百六十二 賀茂臨時祭

下西日

まづ兼日に試樂調樂などいふ事あり。當日の儀式、御禊庭の座など石清水に同じ。社頭の儀はて、使舞人歸り参りて、還立の儀あり。孫廂に御床子を立つ。御引直衣に、御挿鞋をめす。額の間より出御させたまふ。

賀茂臨時祭の起こりは、本文に見えたる如し。兼日は前日といふに同じ。試樂調樂の別は三月、石清水臨時祭の註に辯じゆけり。見合すべし。御禊庭の座還立のこともかしこにあり。孫廂は清涼殿の南、簀子の内なり。御床子は御倚子のことをいふ。集釋本に、障子とかけけるは、もとしやうじと假名にかけけるよりの誤なるべし。引直衣は、至尊に限りて着御し給ふ御服なり。増補裝束甲冑圖解に記せり。挿鞋は草鞋ともかけど正しからず。これは常の淺沓の裏を、纒綱といふ織物にて貼りたるなり。額の間は御殿の正中、額かけたる下の間をいふ。

階の間の通りの庭、南北二行に座を敷きて、使舞人つく。うしろに本末の神樂の所作人、陪從、近衛、召人つく。出御ありて、公卿めしあれば、簀子長橋に候す。壁の下に頭以下つきて、使舞人をめす。勸盃ありて、神樂あり。庭燎より始めて、朝倉其の駒までうたふ。庭火にも、もろ歌あるべければ、人長作法あり。御神樂はて、祿あり。

「階の間は清涼殿の第三間なり。簀子の前に段階あるを以て、此の名あり。本末とは、神樂の歌人を左右にわけ、歌の初段を發聲する方を、本方といひ、末段を歌ふ方を、末方と稱す。こゝは下の所作人といふへかゝるにて、左右方の歌人、樂人といはんが如し。

「神樂の所作人」とは、陪從、近衛、召人など、惣體をいへる名目にて、別に神樂の所作といへる者、あるに非ず。陪從、近衛、召人は、石清水臨時祭の條に註しつ。壁の下を、集釋本に階の下とかけれど、江家次第、建武年中行事ともに、壁の下とあり。本誓石清水臨時祭の條にも、壁の下とあるによりて改めつ。壁下、座とは、長橋のうしろ南廊なり。庭燎は神樂歌の名、天の岩戸の前に、庭燎を擧げて歌舞せし神代の故事より、この曲を神樂の首におけり。其の詞みやまには、蔽ふるらし外山なる、まさきのかつら色つきにけり。とあり。朝倉は、朝倉や木の丸殿にわが居れば、名のりをしつゝやゆくは誰が子ぞゆくや誰れ、其の駒は、その駒ぞやわれに草こふ。草はとりかはん。くつわ取り草はとりかはんや。水はとりかはんや。といふ歌なり。もろ歌は、前に記せる本末をいふ。人長作法ありの、人長とは、舞人陪從の長をいふにて、其の作法とは、高田與清の説に、古本神樂次第に、先、人長庭火ノ前ニ出來テ云ク、ナリ高シク。次ニ云ク、フルマフク。今ヨヒノ夜ノ御神ワザノ人ノ長、左ノ近イ衛府ノ將監ゴト人正、六位、シナ某姓名云々。○諸歌は神樂の本末の歌を合せて云ふ名なり。庭火は歌一首にて、末の歌なし。故に諸歌あるべければ、とのみ云て、ありとはいはず。然るを、人長本末ある由の作法する事と聞こゆ。以上といへり。

此の祭のおこりは、宇多の帝、いまだ王侍從と申し奉りし時、狩し給ひけるに、賀茂の大明神現じ給ひて、臨時祭を賜ふべき由申されけ

るに、我れはさやうの事知り侍らず。みかどに申させ給へと申されければ、様ありて申すなりとて、あがらせ給ひけるが、幾程もなくして、おぼしめしもよらぬ位に即かせ給ひければ、寛平元年十一月より、臨時祭を奉らせ給ふ。其の時の使は、本院の大臣時平公、いまだ右中將にて勤め給ひけるとなむ。

●十二月

百六十三 供忌火、御飯 一日

六月に同じ。神祇官の御贖物も、六月の如し。

百六十四 大神祭 上卯日

三輪の大明神の祭なり。四月に同じ。

百六十五 國忌 三日

天智天皇の御國忌なり。崇福寺にて行はる。朱鳥二年より始まる。天智天皇は舒明天皇の御子、御母は皇極天皇なり。御位に即かせ給ひ

て、近江の國滋賀の郡大津の宮にましくき。中興の主にておはします。國忌は時に隨ひて改まれども、是れは永く易らぬ事となりなき。太祖廟とも申すべきにや。

「國忌といふこと、正月廿五日の國忌の條を見合すべし、崇福寺は江州志賀郡にあり、志賀寺ともいふ。中興とは漢土にて王室の中ごろ衰へたるを、興復するをいふ。天智天皇も蘇我入鹿を滅ぼして、天下を治め給ひし故に、中興の主とは申し奉るなり。太祖廟のこと、正月の國忌の條に註せり。

百六十六 御體御卜奏

十日

是れも六月に同じ。上卿陣の座につきて、御卜を奏す。御卜、御前にとどまる。明年六月までの事をうらなふ。其の方の神の祟りあらば、祈り申すべき由など載するなり。

「御卜を奏す」とは、神祇官にて執り行ひたる御卜、奏狀を奉るなり。下の御前に止むる御卜も奏狀なり。

百六十七 月次祭、神今食

十一日

ともに六月の如し。

百六十八 御佛名

十九日

けふより廿一日まで、三ヶ日なり。或ひは一夜も例あり。仁壽殿の御本尊を移して、御帳の中にかけて、南の額の間に、又南北に机をたて、佛像塔形を置く。佛前に香華などを供ふ。廂に地獄變の御屏風を立つ。

「御佛名は本文に、三世諸佛の名號を唱へて、六根の罪を滅する心なり。とあるにて知るべし。元は十五日より三日間なりしを、仁壽三年より、此の日に改められしなり。本尊は觀音の寄像、御帳は清涼殿の母屋の御帳臺なり。南の額の間は、御殿の正中、母屋の奥、地獄變は地獄變相とて、唐の畫人吳道子のゑがきしに始まるとぞ。閻魔の廳にて、鬼卒の亡者を苛責するさまをかけるものなり。

出居大將のすけ、最勝講の如し。出居の前に、火櫃に折松ツツせさす。女孀メノこれをつとむ。公卿廂に着す。初夜、中夜、後夜、おのゝ御導師かはる。さし油藏人これを勤む。かつけ綿の事あり。衣篋ウケの蓋に綿を入れて、簀子

の北の方に、内侍の簾下といひて、みすを掛けて出だす。藏人御導師の方にかづくるなり。

「出居のすけは孟夏、旬の條に註せり。出居の座は南廊にあり、折松は松の枝にて火を點じて燃やすなり。女孺は後宮に屬せる殿司の女官なり。初夜云々は、雲圖抄裏書に、記す所は、誤なる由、梅園日記に辨あり。初夜は、亥一刻より子、二刻まで、中夜は子、二刻より丑、一刻まで、後夜は丑、二刻より寅、三刻までなりといふ。みすを掛けてとあれど、内侍の座の前に、元よりかゝりたる簾の下より押し出だすを、藏人の受けとりて、御導師に授くるなり。

事はて、名謁あり。所、衆瀧口まで、皆名のる。柏梨の勸盃などいふ事あり。それは左近衛府の領に、攝津の國柏梨庄といふ所より、御酒を奉りて、殿上にて勸盃のあるなり。又佛名の中の夜など、大將のとのる申あり。弓場にて、丑一つのほど、右大將尋ね行ふ。ゆづる打ち鳴らす程など、誠に所得たるがほなり。

「名謁は名對面ともいひて、公卿以下、夜中殿居する者の出居の次將の間ひに答へて、各、其の名をなめる式なり。所、衆は藏人所の下役、瀧口は北面の武士、東宮帶刀等の、禁

中龍口に候する者、柏梨は酒のこと、昔中將和氣某、此の地を左近府に寄進して、其の他の利を以て、官人酒造の料とせし由、江次第裏書にあり。されど江次第の註に、以彼地利所造之甘糟とある地、利は土地の酒造るに利なる由をいふにて、此の地醸造の酒を柏梨といふかとも思はる。猶後世の池田伊丹の類の如くに、とのる申は左近衛は夜の女子の二刻、右近衛は丑寅の二刻、夜番をして時を奏するなり。其の時、大將または次將に尋ね問はれて名のるを、殿居申といふ。ゆづる打ち鳴らすは、鳴弦とて、弓弦を引きならして、邪鬼を拂ふ由なり。

佛名の御導師は、昔は夜もすがら唱へければ、延喜の御代などは、夜、御殿にて、和琴をかきあはせ給ひけるとかや。此の佛名といふは、三世諸佛の名號を唱へて、六根の罪を滅する心なり。誠に佛名經に説かるゝ所の功德は、量りなきにや。寶龜五年十二月より始まる。承和の比は、毎年佛名三ヶ日の間は、諸國にて殺生禁斷のよし、格に見えたり。

「夜もすがら唱ふ」とは、三世諸佛の名號、一萬三千佛の多きなればなり。三世は過去現在未來をいふ。六根は眼耳鼻舌身意なり。

百六十九 御髮上

下午日

藏人御ぐしの梳り屑をたまはりて、主殿寮にむかひて焼くなり。此の外ことなる事なし。

百七十 立土牛童子像

大寒日

大寒の日夜半に陰陽師土牛童子の像を門口に立つ。陽明待賢門は青色の土牛をたつ。美福朱雀門には赤色なり。談天藻壁門は白色なり。安嘉偉鑿門には黒色なり。郁芳皇嘉殷富達智の四門には黄色を立つるなり。青色は春の色、ひんがしに立つ。赤色は夏の色、南にたつ。白色は秋の色、西に立つ。黒色は冬のいろ、北に立つ。四方の門に、また黄色の土牛を立て加ふるは、中央土の色なり。木火金水に土は離れぬことわりあり。慶雲二年、天下疫癘盛にして、百姓多くうせたりしかば、土牛を造り追儼といふ事始まりき。異國の書には、農事のため、に時を示さんとて、土牛を立つる由見えたり。

「追儼の儼は、難陰の氣にて瀉氣なり。追はちひ攘ふなり。異國の書は、政事要略に引ける。金谷園記をさすにや。此の説も然るべけれど、當時陰陽五行説の行はるゝより土は水を尅し、牛は丑にて十二月陰の獸なれば、水陰の氣を壓する義にて、此の月土牛を立つるなり。」

百七十一 荷前

選吉日

まづ十三日に、つかさくを豫て定めらる。使は公卿のも殿上人のものあり。次官副ひたり。荷前の使の定のついでに元日の擬侍従の定めあり。是れは朝賀の爲なり。朝賀なき時も、猶この定めは侍りけるにや。

「荷前はノザキと稱ふ。諸國より奉る貢調の荷の前を、諸陵墓に奉るによりて、名づくといふ。一説に、ノザキは登先にて、稻のみのりの初穂をいふ。是れは、諸國の調の荷の中より取る故に、荷前の字を充てたるを、後には又字について、荷の前を初穂に取るといふ説も起りしならむといふ。公卿とは三大臣を公といひ、納言參議三位以上の人々を卿といへるが本義なれど、中古より大臣公卿と別け唱へて、納言以下三位

までを公卿といひならへり。こゝもそれなり。擬侍従は、明年元日朝賀の式に参列して、奏賀奏瑞などの役を勤むべき侍従の役に、あてらるゝ事なり。

荷前とは、十陵八墓に年の終はりに幣帛を奉らせ給ふなり。まづ十陵の第一は、天智天皇のみさゞき、山城の國山階にあり。昔此のみかど御馬にめされて、山科の里に行幸ありて、其のまゝ歸り給はざりき。然るに崩所をいづくとも知る人なし。只御沓のおち止まりたる所に、みさゞきをぞ立てける。いとふしぎなる事にて侍りき。其の外は白壁天皇の田原のみさゞき、桓武天皇の柏原のみさゞき、崇道天皇の八島のみさゞき、仁明天皇の深草のみさゞきなどなり。さのみは記すに及ばず。

十陵は四方拜の條山陵の註に委し、八墓は和州多武峯鎌足公、城州愛宕の忠仁公、葛野の仲野親王、其の外外戚の人々なり。天智天皇の御事俗説辯するに足らず。

百七十二 着駄政

五月におなじ

百七十三 内侍所御神樂

主上行幸あり。まづ典侍掌侍まゐる。す典侍けはわらは二人に几帳をささす。内侍所に行幸なりぬれば、御拜、刀自祝詞など申す。此の間所作人南殿の西の方にて、物の音あはす。内侍所の前に、主殿寮幔をひいて、官人庭燎をたく。本末の座二行に設けたり。近衛召人うしろに在り。人長末に横座なり。次第に座につく。

内侍所のこととは、正月内侍所御供の條にいへり。御神樂は何日と定めず。吉日を選みて行はると、江家次第に記せり。典侍掌侍は神膳を供へんために参るなり。几帳をささすとは、差几帳サシヤトとて、長き棹の先に小き几帳の如き帷を垂れたるをさし懸すなり。刀自も女官の名。御膳役にて内侍所の御供物を撤する時、刀自を召して渡さるゝ事。禁秘抄に見えたり。所作人以下いづれも前に註せしことどもなり。

人長進みてひざつきなど敷かせ、鳴高ナガタカしなど戒めて、次第に召す。笛筆、本末の歌、和琴、次第にひざつきに著きてつかうまつる。人長仰するに従ひて、笛、和琴、拍子、本に候ふ。末の拍子、筆、末に著く。和琴

は位によらず、本の座の上に着す。鈴鹿を賜ふ故とかや。寄り合ひ庭燎本末はて、人長かへり入る。

「ひざつきは賦とかく薄縁とりたる小き籠なり。鳴高は江家次第に先鳴高、次名對面とあるを考ふるに、唯、詞になりたかしと呼ははる事にはあらず。按ふに、風俗歌に、鳴高しや鳴高し。大宮近くて鳴高し。あはれの鳴高し。一音なせそ。音なせそ。二あなかま。これはもや。みそかなれ。段三といふあれば、先づ静かなれ音なせそ。といふ意にて、この歌をうたひて、警戒する例なるべし。次第に召す」といふは、笛、箏、本末の歌人等を召して、名對面せしむるにて、ひざつきに着きて仕うまつるが、やがて名對面することなり。本に候ふ云々末に着くは、本末の座に分かれ着くなり。鈴鹿は和琴の名器、伊勢の鈴鹿の橋板にて作りたるより名つくといふ。宮中の重寶として、納めおかるゝなり。寄り合ひは舞に管絃の合奏なり。庭燎本末は座燎の曲と、本末の拍子となり。

採物はて、韓神の拍子あげて後、人長たちてかなづる。其の後勸盃あり。韓神はて、又進みて、才の男めす。各座の末より進みて、跪きて還り著く。薦枕より千歳早歌などはてぬれば、星仰せらる。笛ひちりき音とりて、星三首はて、朝倉其駒をうたふ常の如し。祿を賜ふ。

「採物」韓神は六月神今食の條にあり。才の男は地下召人として、例の近衛召人なり。歌舞管絃の才に長したる者ゆゑ、此の稱あり。薦枕「千歳早歌」いづれも神樂の歌曲の名なり。其の詞長ければ引かず。志ある者は今井彦三郎氏の神樂催馬樂通解を見よ。求め易き書なり。星は明星といふ曲、これに得鏡子、木綿作を合せて、星三首といふ。これも彼の通解に在り。朝倉其駒は、賀茂臨時祭の條に註せり。

臨時の御神樂は、秋の末に行はるれば、名は臨時なれど、今は定まれる事に成りたり。公卿の所作なり。御所作などある時は、星を仰せらるゝ時、御簾を動かさる。御笛なれば、やがて音とりにて仰せらるゝも便あり。臨時の御神樂には祿なし。事はてぬれば、本殿に還御なる。

「臨時の御神樂」とは、此の十二月の恒例の外に、臨時に行はせらるゝ事あれど、秋の季なれば、今は殆ど定まりて恒例の一つになれりとなり。公卿の所作とは、公卿の神樂を奏すること、御所作も、主上の御笛なり、御琴なりを遊ばさるゝことを申す。星の曲を仰せらるゝには、御簾を揺かすを相圖とし、御笛には「音どり」とて、まづ其の音聲を吹き試むる事あり。それにて御笛あそばさるゝ事を、示し給ふ便利もありとなり。

此の御神樂は、一條院の御時より始まる。隔年に行はる。承保より行

はる。年々の事に成りにけり。壽永の亂によて、内侍所西海に渡御な
りて、三年を経て、事ゆゑなく都へ還り参りし時は、三夜の御神樂な
どありき。それは別して臨時に行はる。大かた神樂のおこりは、天照
大神の天の岩戸をさしてこもり給ひし時、諸神の祈り申されける
に、天、鈿目、命、まささきの葛を鬘として、ひかげをたすきにして、歌ひ舞
ひ、庭火をたきし古より始まる事なれば、我が朝の風俗、神代の縁起
他に異なるべきにや。

壽永の亂云々とは、源平合戦の時、平宗盛一族とも、安徳天皇をも、神鏡劍璽をも
具し奉りて、西海に航し、敗亡の後、劍璽は文治元年四月に、再び歸洛し給ひし事にて、
上の正月内侍所御供の條にもいへり、内侍所とは神鏡をさし奉るなり。以下岩戸の
故事は、誰れも知る所なれば註せず。

百七十六 追儼 三十日

けふは儼やらふ夜なれば、大舍人寮鬼をつとめ、陰陽寮祭文をもて、
南殿の邊につきて讀む。上卿以下これを追ふ。殿上人ども御殿の方

に立ちて、桃の弓葦の矢して射る。仙華門より入つて東庭をへて、瀧
口の戸に出づ。今宵御前に燈を多くともす。東庭、朝餉、臺盤所の前の
砌に、燈臺を隙なく立てゝともすなり。

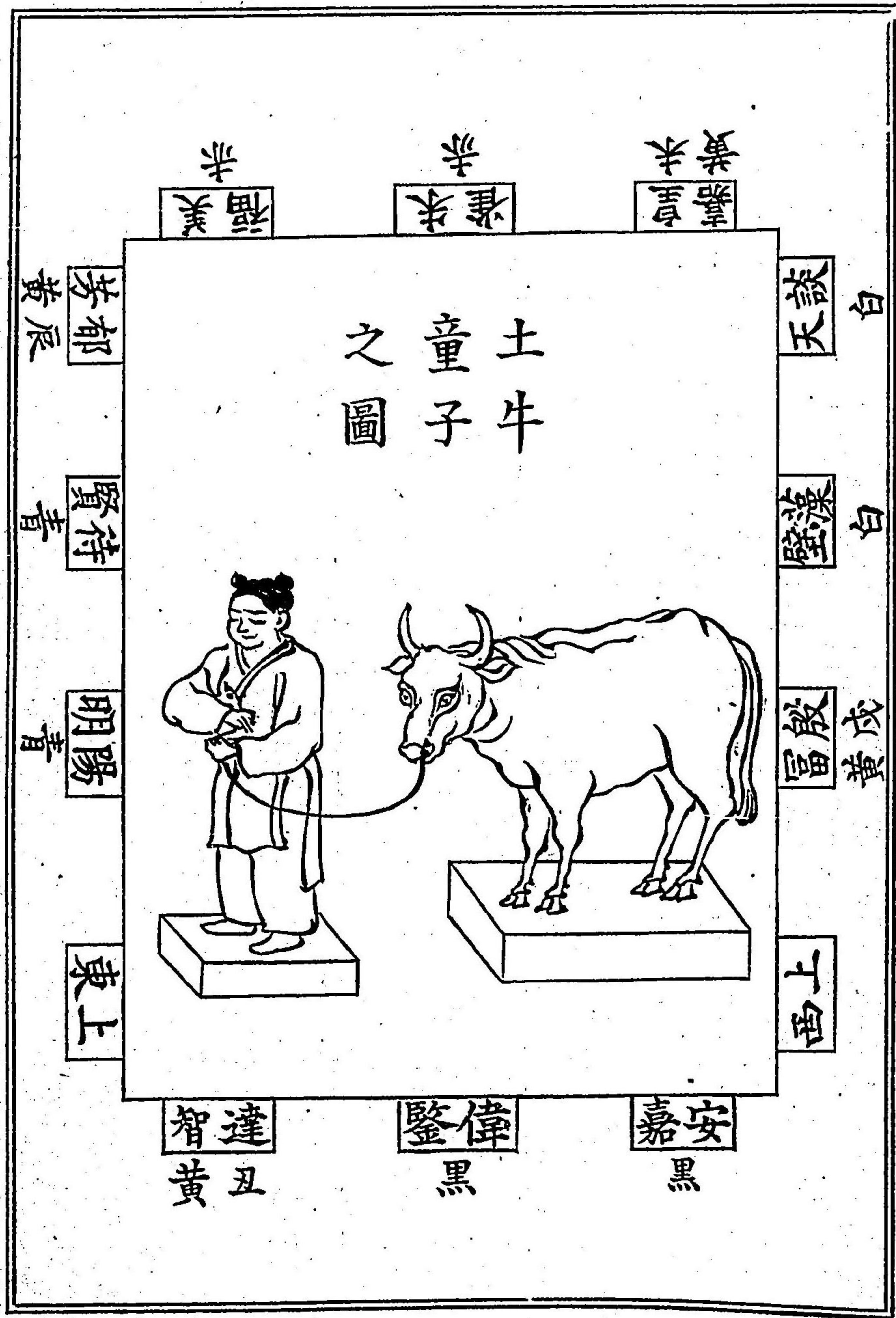
追儼の儼は難なり。大寒の陰氣災難をなし、厲鬼これによりて人をなやますにより
て、この難鬼を追ひ拂ふなり。鬼を勤むは、黄金四目の假面を被り、玄き衣朱き裳をつ
けたる方相氏となることなり。

追儼といふ事は、年中の疫氣を拂ふことなり。鬼といふは方相氏
の事なり。四目ありて、恐ろしげなる面をきて、楯戈をもつ。又、振子と
て、甘人紺の布衣着たるものを率して、内裏の四門をまはるなり。慶
雲二年十二月に始まる。此の年天下百姓、多く疫癘になやまされ侍
りし故なり。

方相氏は集釋に引ける。周禮、年中行事に引ける。金谷園記、禮記註疏等の漢籍の文に
よれば、多くの童子を率ひて、疫癘の鬼を驅除する者なり。我が朝の大寶の制に、親王
大臣の葬儀に、方相一人葬車を導くと、葬喪令に見えたるも、邪鬼を追驅せる者なれ

ばなるべし。然るに陰陽寮式なる追雛の祭文には、方相氏に對して、追放を宜する如く聞てえ、江家次第を始め、是れらの書には、殿上人桃弓葦矢を以て、方相氏を射て之を追ふ由見えたり、されば本文にも、方相氏は鬼の事なりとはかゝれたるならむ、按ふに本義は方相氏及び倭子をして、人の目に見えぬ陰氣の鬼を追駆せしむる事を仰せしなるを、いつしか誤りて、方相氏を追ふことと、押しなべて心得たるなるべし。弘仁の内裏式には、方相以戈擊楯、群臣相承和呼、以逐惡鬼とあり、又末にかゝぐる圖は、政事要略廿九にあるを、うつし出だし、なるが、方相氏と倭子とに、疫鬼の逐はるるさまをかけるにても知るべし。倭子はワラハと訓ず、大舍人これを勤む、廿人とあるは、内裏式によりたるか、延喜式江次第には、八人とあり、方相氏に従ふものなり。下の圖を見よ。

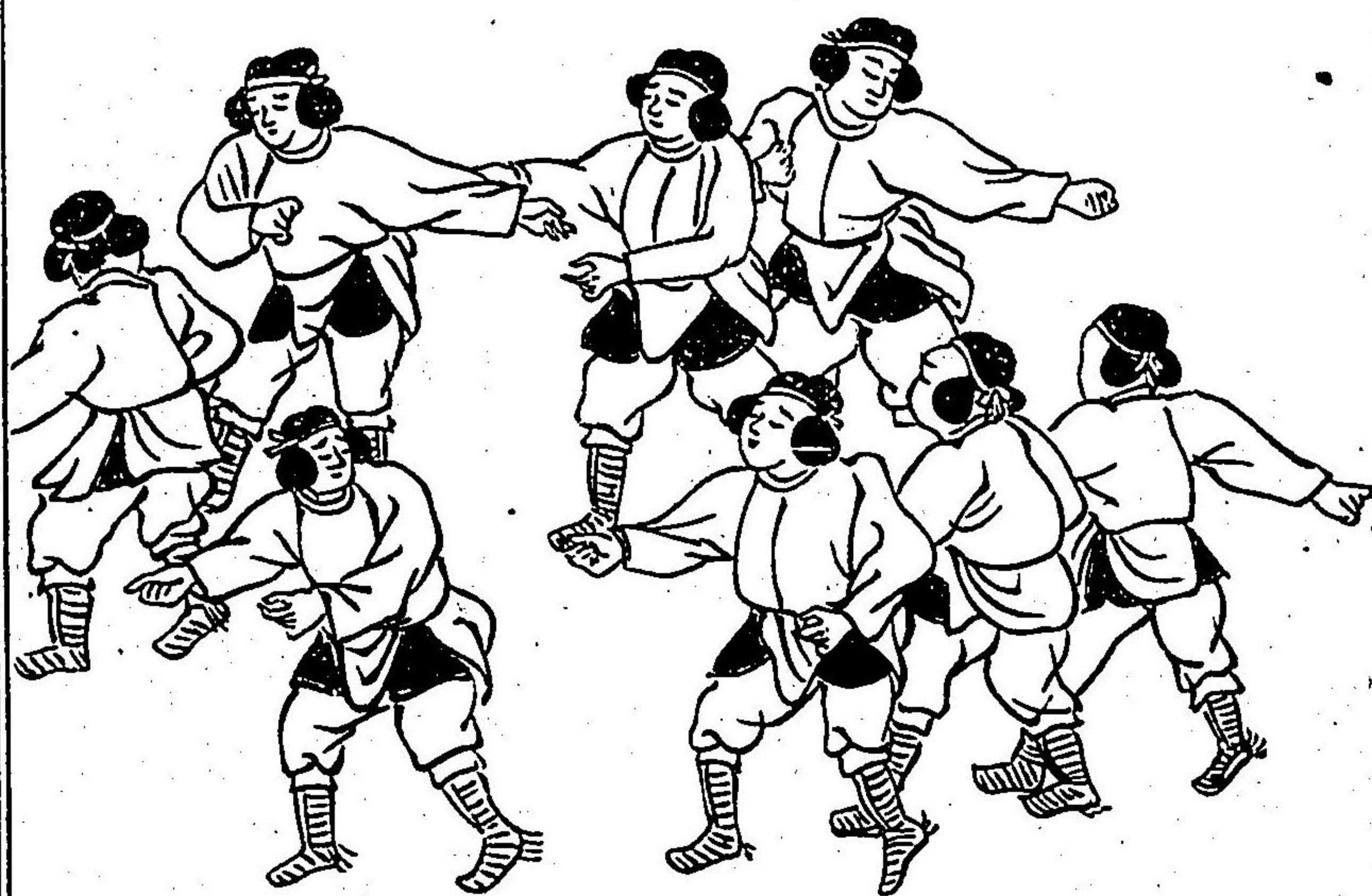
公事根源新釋下卷終



方相氏



疫鬼



187
2
296

明治參拾六年十一月廿日印刷
明治參拾六年十二月一日發行

校註者

關根正

東京市本郷區森川町一



發行者

林平次郎

東京市日本橋通三丁目六番地

印刷者

石川金太郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所

株式會社 英舍

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

發行所

六合館書店

東京市日本橋區通三丁目六番地

公事根源新編
定價金六拾錢

經行視

東京市日本總領事三丁目六番地
六合前書肆

印佩視

東京市京畿區西條區西廿六丁目六番地
會振
料左
英舍

印佩書

東京市京畿區西條區西廿六丁目六番地
百川金太順

經行書

東京市日本總領事三丁目六番地
林平穴順

對指書

東京市本藏區森川一丁目
關財五

四前參館六平十二月一日發行
興前參館六平十一月廿日印刷

玄覽金六館覽

公事掛紙洋紙

